

すべての人に開かれた愛の道

—『現代世界憲章』の成立過程における
キリスト教的な愛の考察(1)—

浜 口 吉 隆

序 論

1. 問題提起

第二バチカン公会議はカトリック教会内ばかりでなく、イエズスをキリストであると信ずるすべての教会および全世界の人々に向けて、教会の門戸を開き、そのイメージを変えた。⁽¹⁾ また、公会議⁽²⁾はそのイメージを変えたのみにとどまらず、同時に神学の分野に新しい精神を吹き込んだのである。ところで、教会のイメージを変え、神学を活気づけた公会議の精神とは一体なんだったのだろうか。あるいは、教会の自己理解の根底にある基本姿勢はどのようなものだったのだろうか。また、教会全体を新しい方向へ導く神学的な基礎理念はどのようにして公会議の過程において、公会議公文書のなかに決定文として表現されてゆくのだろうか。このような一般的な問いに答えるためには、「第二バチカン公会議とはなんだったのか」という歴史的な意義とか、その神学的な意義という、より一般的な問へと進展せざるを得ないであろう。

例えば、Y・コンガールは公会議の神学的な意義を考察し、「公会議は使徒的、宣教的そして司牧的でなければならない」⁽³⁾、と述べている。また、K・ラーナーは公会議の歴史的で神学的な解釈を試みて、次のように言っている。「第二バチカン公会議は、教会がはじめて公式になした、自

己同一性をなお模索している初歩的な形における世界教会としての自己実現である」⁽⁴⁾。ここで「世界教会」とは、地理的な意味での非ヨーロッパ世界を含む「世界大」の教会のみではなく、西洋的な神学思想に限定されない、より新しい教会の歴史理解⁽⁵⁾を意味している。すなわち、公会議は「世界教会」として自己理解し、歴史的にその黎明期にあることを認識しはじめたばかりである。したがって、この黎明期にある教会は、公会議の公文書のなかで抽象的で形式的な表現をもって、「世界教会」としての本質と信仰の新しい解釈とを試みたのである。言い換えれば、このような教会の自己理解はすでに公会議に先だって研究し尽くされたものであるというよりも、むしろ公会議のなかで生れ進展してきた、真の意味での「公会議の精神」と関わっているといえよう。

この目覚めつつある教会の姿を示す典型的な公文書の一つは『現代世界憲章』⁽⁶⁾である。この公文書は、F・オータールが言うように、「公会議の子供」⁽⁷⁾だからである。それは公会議の期間中にその真只中から生れ、創り出された文書である。したがって、それは公会議の精神がなんであるかを問い、教会の自己理解をより動的に把握するうえで最適の資料であると考えられる。

ところで、公会議の新しい精神によって活気づけられた神学の分野のなかでも、とくに公会議後に注目されているのは倫理神学⁽⁸⁾である。すでに公会議前に静かに芽ばえつつあった倫理神学の刷新の動き⁽⁹⁾は、公会議を通じてその風に煽られた如く燃え上がり、現在まで続いている。しかし、活気づいた倫理神学は公会議後25余年を経たいま、その25年間の歩みを省る段階に来ている。⁽¹⁰⁾ また、「第二バチカンによる」⁽¹¹⁾ 倫理神学とか、「第二バチカンの光に照らした」⁽¹²⁾ キリスト教倫理と題される教科書も出版され普及している。ここにいわれる「第二バチカンによる」あるいは「第二バチカンの光に照らした」という説明句は、なんらかの意味で公会議の精神を示唆しているのである。

倫理神学に関していうならば、公会議が吹ま込んだ新しい精神とは一体

なんだったのだろうか。その解答はすでに明白であるようにも思える。公会議は『司祭養成に関する教会』の第16条で、⁽¹³⁾ 倫理神学をも含めて、神学過程の刷新を要請しているからである。しかしこの要請の他にも倫理神学の刷新を動機づける他の文書があることも見逃してはならない。⁽¹⁴⁾ したがって、『司祭養成に関する教令』の要請は他の諸公文書に示された精神から生れた一つの要約であると考えていいであろう。我々はこの公会議の精神と倫理神学の刷新の基礎を公会議自体のなかに探し求めたい。この探求のために最適な公文書として『現代世界憲章』を選び、そのなかでどこに公会議の精神が見られ、倫理神学がどのように刷新されるかを検討したい。

しかしながら、この憲章に含まれている莫大な課題を取り扱うことはできない。我々は倫理神学の刷新の中核にあると思われる「キリスト教的な愛」に焦点を合せ、それがこの憲章のなかでどのように展開されているかを考察する。このキリスト教的な愛は憲章のなかで次のように述べられている。「キリストは『神は愛である』(I. ヨハネ 4,8) ことをわれわれに啓示し、同時に新しい愛のおきてが人間の完成と世界改革の根本法則であると教えた。したがって、キリストは神の愛を信ずる者に愛の道がすべての人間に開かれていること、全人類の兄弟的集まりを確立する努力が無駄なものではない、という確信を与える」⁽¹⁵⁾ (第38条)。この条項は、キリストの新しい愛のおきてが人間完成と世界改革の根本法則であって、その道がすべての人間に開かれている、⁽¹⁶⁾ と説いている。この教説のなかに、「現代」という状況のなかで愛のおきてを生きようとする教会の姿勢がうかがわれる。その教説の新しさは、すべての人々と関わりをもとうとする、いわゆる「世界」との「関係」の認識の仕方のなかに見られる。したがって倫理神学に関して言えば、それはキリスト教倫理が狭義の教会内だけに閉ざされた倫理から脱皮して、すべての人々と共に生きる道としての開かれた倫理であるべきことを示唆している。つまり、「開かれた倫理」とは、教会と世界との関係の認識に基づいた、人間と人間、人間と世界、また人間

と神との「関係」を生きる道である。それはキリスト教的な愛の倫理であると思われる。

2. 方法論

上述のような憲章の最終決定文に至るまでには、公会議の全過程の時間的な経過と神学的な深まりとを要したのである。我々の研究課題は憲章に説かれているキリスト教的な愛を、この憲章の成立過程を追って年代順に考察することにある。愛のおきてはそれぞれの草案のなかでどのように表現されているのか。それはどのような問題意識で提唱され、どのような意図で補正されてゆくのか、また、どのような具体的な諸問題との関連で説かれているのか。

このような問いに答えるために、我々は次のような方法で研究をすすめるのが妥当であると考えている。

(1) 先ず、テキストを年代順に分析する必要がある。この憲章自体が非常に複雑で長い成立過程を踏んでいる。テキストの修正や補正、または新しい草案の作成の過程のなかに、我々は教会の問題意識と理解の変遷を見ることができであろう。

(2) しかし、公会議の精神をよりよく理解するためには、テキストに記述される決定文だけでは不十分であろう。その決定文の背景として教皇ヨハネ23世の公会議開催の目的及び精神、教皇パウロ6世の精神、公会議教父たちの見解、神学者たちの見解を見るのは有益である。したがって、テキストの分析のまえに、それらの見解に簡単に触れる。

(3) テキストの分析につづいて、キリスト教的な愛に関する所説の評価と修正および補正されてゆく諸点を要約し、次のテキストへの展望としたい。

3. 資料の限界と限定

我々は『現代世界憲章』に関する膨大な研究資料をすべて収集すること

はできない。⁽¹⁶⁾ とくに成立過程に関する研究のためには、それぞれの会合での会議資料などが重要であると認めるが、公けにされていない資料を目にするのは非常に困難である。⁽¹⁷⁾ 更に、出版されたあらゆる注解書⁽¹⁸⁾を検討することもできない。これらの限界を認めながら、我々は次のテキストに限定し、それらを中心として4つの段階に分けて内容を比較検討し、それぞれの文脈のなかでどのように愛に関して述べられているかを究明する。

I. 議案 XVII。

- 一 公会議準備委員会の議案のなかから、『倫理秩序について』⁽¹⁹⁾ および『キリスト教的倫理秩序について』⁽²⁰⁾ (1962年)。
- 一 議案 XVII の第一草案：
『現代世界における教会の効果的現存について』⁽²¹⁾ (1963年6月)
- 一 ルーヴェンで作成された草案：
『建設しつつある世界における教会の活動的な現存について』⁽²²⁾ (1963年9月)。

II. 議案 XIII。

- 一 チューリッヒで作成された草案：
『現代世界における教会』⁽²³⁾ (1964年7月)。

III. 議案 XIII。

- 一 アリッチャで作成された草案：
『現代世界における教会』⁽²⁴⁾ (1965年5月)。

IV. 最終的に決定・公布された文書：

- 一 『現代世界における教会の司牧憲章』⁽²⁵⁾ (1965年12月)。

V. 総括的な省察。

以上のテキストを分析したあとに、この憲章の成立過程の文脈によって明らかにされたキリスト教的な愛の所説と倫理神学の刷新の主要な特徴を総括する。

I. 議案 XVII

我々は議案 XVII の草案を検討するに先だって、教皇ヨハネ23世がどのような意図をもって公会議を開催するようになったのか、⁽²⁶⁾ を見ておこう。教皇の考えは公会議教父たちの心に共鳴し、議案 XVII が誕生する種子となるからである。

1) 教皇ヨハネ23世の公会議召集の意図

我々は公会議を開催する教皇の意図を教皇自らの演説から知ることができる。教皇の考えは教会が現代人の直面する諸問題にどのように対峙してゆくかという「世界に開かれた教会」としての方向を示すものである。我々は将来、議案 XVII を生み出すと思われる考えだけを要約するにとどめよう。

(1) 第二バチカン公会議召集の大勅書「フマーネ・サルテーイス」⁽²⁷⁾

教皇は1961年12月25日に公会議召集を公けにし、教会の使命について次のような内容を明らかにしている。

a. 人類の救い主イエズ・スキリストは福音を全人類に宣べ伝えるように命令されると同時に、つねに教会のなかに現存し、生き続け、働いておられる。人類社会が危機に直面している現在、教会は現代社会の血管に福音の永遠の力と世界を生かす力を送り込まなければならない。人類の救い主である方はご自分が救われた人類を決して見捨てることがないことを信じて、教会は神に信頼しつつ、一方ではめざましい進歩に豊みつつ、他方では精神的貧困のなかで苦悩している全人類家族に対して使徒的使命を有しているのである。

b. したがって、この公会議は先ず自分の信仰を堅め、一致を旨とするのである。つまり、それは教会内部の刷新とキリスト者相互の一致による

兄弟愛の模範を人々のまえに示すことである。

c. また、公会議はすべての善意の人々と共に平和を願いながら、すべての人に平和のために努力するよう呼びかける。真の平和は人類の創造主であり、救い主である神によって導かれ照らされた人々の理解から生れるものである。

d. 教会は地上の目的を追求するものではないが、自分の任務を果たすにあたって地上の事柄に無関心ではいられない。なぜなら、教会の使命は、人間とはなにか、人間の尊厳とはなにかを自覚させ、人々の生活状態をより人間に適わしいものにするにも関わっているからである。

(2) ラジオ・メッセージ⁽²⁸⁾

教皇はまた公会議開催の丁度一ヶ月前にあたる1962年9月11日に、再び公会議の目的に触れている。

a. キリストの教会は今日「教会の光—異邦人の光」であるキリストの光として、地上での刷新を迫られている。

b. この刷新は神のみことばをすべての民に宣べ伝えるという教会の使命の自覚から来るものであって、次の二つの生命力として現われるものである。すなわち、教会内部の構造を生かす「内に向っての生命力」(*la vitalità ad intra*) とすべての人々に向って責任を有する「外に向っての生命力」(*la vitalità ad extra*) とである。なかでも「外に向っての生命力」は、キリスト者に人間の間で人として、キリスト者の中でキリスト者として生きるという召命を自覚させる。

c. 事実、世界はキリストを必要としており、キリストを世界にもたらずのは教会である。現代世界には多くの問題があり、人々は苦悩しているが、家族、社会、国および国家間において、全人類家族としての愛を探し求めている。したがって、諸問題の解決の道は人間の尊厳とそのキリスト教的な召命に求められなければならない。公会議は人間の自然本性的な要請として、人と人、民と民との関係の規準である兄弟性と愛のより深い適

用をキリスト者に奨励する。

(3) 公会議の開会演説⁽²⁹⁾

以上のような公会議を開催する教皇の意向は、1962年10月11日の開会演説のなかで、より具体的に現代の諸問題に答えようとする教会の姿勢として表明されている。我々はこの公会議の根本的な姿勢として一つだけ特記しておこう。

教皇は現代の要求に答える教会の態度として、過去になしたように誤謬を厳しく断罪するのではなく、むしろ慈しみをもって癒すということを根本原則と考えている。なぜなら現代人は技術文明の進歩を過信する傾向にあるが、人間の尊厳を認めつつあり、教会の使命もキリストの愛を伝えることによって、より適わしい人間の生活と内的の一致を促すことにあるからである。公会議は教会内部の一致およびキリスト者相互の一致によって、人類一致への道を開くことができると確信する。こうして、この公会議には世界中の人々の期待がかけられている。

教皇ヨハネ23世の考えは、Ch. ミュラーが言うように、⁽³⁰⁾「一致と世界」という2つの基本的な柱に支えられている。教皇は教会の内的な刷新からキリスト教会の一致および全人類の一致の方向性を示すと同時に、その一致の根元をキリストに見出し、キリストの光としての教会が世のための教会であるという使命に目覚めるように促している。教皇のこの意図は『すべての人にあてた公会議の教父たちのメッセージ』⁽³¹⁾（1962年10月20日）のなかでも受け継がれる。そのなかでは、父なる神がこの世を愛し、世を救うためにそのひとり子をこの世に派遣されたこと、現代の人々を悩ませている種々の問題のなかでも、とくに身分の低い人、貧しい人や弱い人にキリストの愛を示す必要性が説かれている。このように教皇の公会議開催の意図は、教父たちの発言のなかでたびたび取り上げられ、議案 XVII の草案を作成する推進力となるのである。⁽³²⁾

2) 『倫理秩序について』および『キリスト教的倫理秩序について』

公会議の準備期間中に作成され、中央委員会によって審査された71の議案⁽³³⁾のなかには社会問題を取り扱った3つの議案があった。すなわち、神学委員会⁽³⁴⁾によって起草された2つの議案、『社会秩序について』⁽³⁵⁾と『人類共同体について』⁽³⁶⁾、および信徒使徒職委員会によって起草された議案、『社会活動における信徒使徒職について』⁽³⁷⁾である。先の2つは社会道徳に関する伝統的な教説に基づくものであり、後の1つは家庭、学校、社会生活、芸術等に関するより社会学的なアプローチで作成されていた。これらの議案の他に議案 XVII と関連してゆくもう1つの議案、『倫理秩序について』⁽³⁸⁾、つまり後に少し修正され、改題された『キリスト教的倫理秩序について』があった。この議案は我々の研究課題であるキリスト教的な愛の教説を考察するための出発点になりうる。その教説は伝統的な色彩の濃いものであり、以後の発展を見るのに有益な資料と思われるからである。我々はこの議案の内容⁽³⁹⁾を一瞥し、それに対してなされた批判に注目しておこう。すでにそこに視点の相違または強調点の変化が明確になりつつあると推定される。

(1) 内容分析

我々は愛の教えについて述べている条項だけを取り上げる。

a) 倫理秩序の内容としての愛 (第5条)。

議案は倫理秩序の内容としての愛のおきてに触れて次の点を挙げている。まず、「倫理秩序は、キリストの恵みによる福音法に現われているように、人が簡単にしかも容易に永遠の生命を得ることができるすべてのものを含んでいる」⁽⁴⁰⁾。主キリストはすべてを神への愛と隣人への愛の2つの大きなおきてに集約されたのである。次に、「キリスト教的な完成の道は清貧と貞潔と死に至るまでの従順であったキリストに従うことによって、かれに似た者になるという福音的勸告である」⁽⁴¹⁾。したがって、公会

議は神聖な創立者の勧めに従って、この勧告の遵守がキリストの花嫁にとって、優れて適わしく装わせるものであることも証言する。

この条項に見られるように、キリスト教的な完成は本質的に福音的勧告を遵守するという特別の道として説かれている。⁽⁴²⁾ A・リエナー枢機卿はこの点を指摘して次のように述べている。愛の戒めは、「弟子たちに主が与えられた戒め、すなわち旧い倫理法に加えられた、また福音的勧告とも区別された戒めである。この議案にはその意義が十分に表明されていない」⁽⁴³⁾。つまり、キリストは勧告ではなく、それによってキリストの弟子であると識別されるような愛の戒めを与えられ、その戒めを守るためにキリスト者の心に注がれた聖霊によって神の愛が附与されたのである。「したがって、倫理秩序の内容に、旧約の戒めのあとに (post) そして福音的勧告のまえに (ante) 主から与えられた愛の戒め——真の新しさ、すなわちすべてのキリスト者が遵守すべき神の子らの新しい法としての基本的な戒めが増えらる必要がある」⁽⁴⁴⁾。そのキリスト教的な愛こそが憎しみとエゴイズムに満ちたわたしたち現代の要請なのである。

このA・リエナー枢機卿の指摘は修正案である『キリスト教的倫理秩序について』⁽⁴⁵⁾ のなかに取り入れられて、次の点が付加されている。(1) 新しい戒めは旧約の戒めよりも完全である。それによって信徒はキリストの真の名に適わしい弟子と認められる。この法はキリストが我々を愛してその愛をもって、かれらがすべての人を敵をも除外しないで愛することを求める。(2) この愛によって我々はすべてを超えて神を愛し、神のために (propter Deum) すべての人を愛するのである。こうして、主自身が証明された神的戒め (praeceptum divinum) すなわち「あなた方の天の父が完全であるように、あなた方も完全になりなさい」(マタイ、5, 48) という戒めを完うするのである。それはすべての受洗者が完成を得るための王的な優れた道 (regalis et praecedens via) である。これにつづいて、福音的勧告は「特別の」キリスト教的な完徳の道として述べられている。

b) キリストの真理と愛によって印された良心 (第11条)⁽⁴⁶⁾

この条項で良心に関して、人間は良心の判断をただ単に真理によってばかりでなく、愛によってもなすべきことを聖パウロの次のことばを背景にして説いている。「知識は人を誇らせ、愛は人の徳を高める」(前コリ 8,1)のである。また兄弟たちに誤謬を納得させるためには、善良で誤りを犯し神法に背いている人々にはただ愛だけで判断すべきではない。むしろ、かれらが罪でないところに罪を見ているその理由を示すべきである。誤謬を犯している人を罪に陥らせるような躓きに導いてはならない。したがって、真の愛は兄弟たちに誤りを納得させるために真理と共同体を正しく判断して、かれらのためにも死んだキリストに対して罪を犯すことをすべて斥けるように求める。本物の良心は真理と愛によって印される必要がある。

c) 愛を倫理の基準とする誤謬 (第15条)。⁽⁴⁷⁾

この条項は愛を倫理の唯一の基準あるいは規範であると考えて、他の諸徳を無視する傾向に反対している。⁽⁴⁸⁾

義人がすべてを超えて神を愛し、神のために (propter Deum) 隣人を愛する神的な愛 (divina caritas) は、信仰、希望またその他の諸徳のうちで「最も大いなるもの」(前コリ 13,13) である。しかし愛はそれらの諸徳を除外するのではなく、むしろ「キリストの満ちみちた徳の高さにまで至るために」(エフェソ 4,13) それらの徳を養い育てるのである。公会議はすべてのキリスト者にすべての行為を「愛をもって行なう」(前コリ 16,14) ように勧める。だからといって、キリスト教的に振舞うことはただ愛の動機からであるとし、他の諸徳を見逃すことは誤りであって評価することはできない。聖アウグスチヌスのことば、「愛せ、しかしてその望むところをなせ」ということばを誤解し、「愛せよ」ということを唯一の戒めとする人々は主自身の求めるところとも矛盾している。つまり主は他の戒めを守ることをすすめているのである (マタイ 19,17, ヨハネ 14,21)。

その他にこの議案には、愛と正義 (第26条)、愛と罪 (第22条) についての叙述もあるが、いずれも罪を避けるという消極的な観点からなされて

いる。

(2) 議案に対する批判

我々はこの議案に対してなされた公会議教父たちの批判と倫理神学者、B・ヘーリンクの批判とに注目してみよう。

a) 教父たちの批判

公会議教父たちはこの議案全体に対して、倫理秩序の必要性和その有効性を認めながらも、一般的にそのアプローチが非常に否定的な色彩が強く、現代の人々に適応するためにはより積極的なアプローチと叙述が求められると指摘している。⁽⁴⁹⁾ 例えば、A・リュナー枢機卿は先の第5条に対して掲げた指摘の他に次の点にも言及している。この議案には社会関係と国際関係における倫理秩序についてはなにも述べられていない。またキリストの弟子はただ「～してはいけない」式の否定的な義務を守って罪の罰をさけるという態度ではなく、より積極的に社会のすべての領域で正義と愛を实践する義務を有している。それらの義務の根拠は自然法とキリストの法に由来するものである。⁽⁵⁰⁾

J・デフナー枢機卿は「公会議が万民のまゝに教会の信仰と愛を表明する」⁽⁵¹⁾ という教皇ヨハネ23世の意向から、次のような積極的なアプローチを求めている。議案は、誤謬を数多く記述する倫理ではなく、キリスト教倫理の特性、品位と美しさなどを肯定的な仕方で取り扱う必要がある。そのためにはあまりにも哲学的な抽象論ではなく、啓示された秘義と信仰に基づいた神の救いのわざと救いの歴史——その中心はキリストである——から見た倫理であることが求められる。キリストは我々に信仰の恵みと愛の法を賦与され、我々の心に聖霊を注がれたのである。したがって、議案は教皇の意向にそって信徒の信仰を強め、救いをもたらす証しとして教会外の人々にも訴えうるものでなければならない。⁽⁵²⁾ この観点から「すべての受洗者にとっての完徳の道として」愛⁽⁵³⁾ が取り扱われるべきである。

G・B・モンティニー枢機卿も、人々を教会から遠ざけるような否定的な倫理を紹介するのではなく、キリスト教的な倫理秩序の美しさを生々と述べ、かれらをキリストに導くようなものであるべきことを強調している。⁽⁵⁴⁾ また、A・ベア枢機卿は文脈に適切な聖書の引用の必要性を述べている。⁽⁵⁵⁾ 教父たちのほとんどがこの議案には司牧的な配慮が欠如していることを認めて、新しい草案を作成する必要を訴えている。⁽⁵⁶⁾

b) B・ヘーリンクの批判

B・ヘーリンクも、「議案『倫理秩序について』に関する考察」⁽⁵⁷⁾ のなかで、この議案に見られる断罪主義を批判する。かれは、この議案が教皇ヨハネ23世の精神と公会議の意図に適合するものではないとして、主に次のような積極的な要素を提案している。

(i) 一致と愛

公会議が目ざしているのは、偉大な説教師である洗礼者ヨハネのしるしの下に、神の民の改心による一致と愛を再認識することである。「公会議はまた福音史家ヨハネのしるしの下にある。つまりかれは我々にこの改心の意味、愛である神の生命との交わり、その一致の秘義への参与の意味をより深く説明している。その一致とは我々が父の愛を証するために、また一致の秘義を啓示するために立てられたキリストにおける、キリストと共にある一致であり、愛なのである」⁽⁵⁸⁾。したがって、公会議は熱心な信仰における一致の表明であるべきである。その一致は受肉したみことばと愛の交わりとして示される三位一体の秘義に結ばれている。すべてのキリスト教的な真理、とくにキリスト教倫理の教説はこの愛の秘義の観点から説かれるべきであって、倫理に関する草案にもそれがより明確に表明されなければならない。「真理の表現はその真理そのものにおいて、愛への証しでなければならない」⁽⁵⁹⁾。

(i) 対話

公会議はまた対話のうちにあり、現代の人々を愛し、かれらと共に忍ぶことが必要である。キリスト者はただ単に憂慮することだけにすべてのエ

エネルギーを費すために存在しているのではない。公会議が追求するのは汚染の危険のみを憂慮する断罪主義ではなく、現代の人々がそのメンタリティをもって追求しているものを信仰をもって積極的に指摘するとともに、キリスト教生活を現代の人々との対話のうちに見出すことである。つまりキリスト者は断罪することではなく改心を求めるのである。その改心は、教会の偉大な教父たち、とくに聖アウグスチヌスや聖トマスによって表明されている聖書における新しい法、「キリストの律法」（ガラ 6, 2）の下での隣人愛の必要性から考察されなければならない。現代の人々はそのようなキリスト教倫理を求めている。⁽⁶⁰⁾

(iii) 教会の説く倫理的メッセージ

したがって、教会の説く倫理的メッセージは福音に忠実な倫理であって、本質的にキリスト中心主義である。それは、「キリストにおいてすべてを刷新する」(omnia instaurare in Christo) という教皇ヨハネ23世の精神に適合する。キリスト教倫理は復活の告知 (praeconium paschale)、つまりイエズス・キリストにおける生命の喜びのケリグマでなければならない。端的にいえば、「キリストのうちにあること」(esse in Christo) また「キリストのうち生きること」(vivere in Christo) である。⁽⁶¹⁾ このような愛における一致の秘義とキリストにおける存在と生命とは秘跡的な生活のなかに根源をもつのであるが、『倫理秩序について』の議案にはこの秘跡的なキリスト教的な生活の側面⁽⁶²⁾ が見出されない。キリストを中心とする秘跡的な生活は、歴史のなかにあって聖性を目ざしてキリストと共に歩むというダイナミックな性格を帯びてくる。公会議はキリスト者が恵みの法、聖霊における愛の法を生きて、現代の人々にキリストを愛し、かれの生命を生きることを示す必要がある。

『倫理秩序について』の議案に対する以上の批判にも明らかなように、教皇ヨハネ23世の公会議開催の意図はこの議案を方向づける一つの重要な原動力であった。その意図をできるだけ実現し、世界に対する積極的な関わりと現代人に通用するキリスト教的な倫理の確立が要請されている。倫

理秩序に関する議案は公会議では以後取扱われないが、⁶³⁾ 次に取扱う議案 XVII の草稿のなかにはまだ倫理秩序の客観性や神的起源等に関する所説が見られる。新しい草案の作成段階で、倫理秩序の所説と聖書的で現代の人々の要請に応えようとする積極的な姿勢とが錯綜しつつ新しい展開を見せてゆくのである。

3) 議案 XVII

我々が今検討しようとしている議案 XVII は『現代世界憲章』の第一草案⁶⁴⁾ である。この草案の作成段階において、すでにくつかの大切な神学的な指導理念や公会議の方向性がうかがわれる。我々は先ず草案の成立過程を年代的に描写し(1)、つづいて草案の構造および内容を分析し(2)、最後に、この草案で説かれているキリスト教的な愛について検討する(3)。

(1) 草案の成立まで

ここで取り上げる議案 XVII はまだ表題さえ確定されていなかった。その成立過程のなかで、今見るように表題は変更されてゆく。その変更の過程は、いわば教会が現代世界と積極的に関わっていかこうとする姿勢と教会の使命の自覚の経過である、とも考えられる。

a) L・J・スーネンス枢機卿は1962年12月4日の第33総会で『教会について』の議案に関する見解を述べる時、1962年9月11日の教皇ラジオ・メッセージに触れて、次のように述べている。「教皇のことばにあるように、『キリストの教会—異邦人の光 (Ecclesia Christi, lumen gentium)』を中心テーマに設定するならば、すでに仕上がっている議案もその内容をよりよく統一することができよう」⁶⁵⁾。かれは将来の全作業を調和のとれたものにするために、この公会議で取扱われる全議案を中心的な理念によって統一することを提案している。その理念の下に、公会議は教会について二つの視点——「内に向っての教会 (Ecclesia ad intra)」と「外に向っての教会 (Ecclesia ad extra)」——から考えるべきであるとし、以下のよな

説明を加えている。⁽⁶⁶⁾

「内に向っての教会」に関しては、神秘体のうちに生きるキリストの秘義について取り扱う。それは主の宣教命令（マタイ 28, 19-20）に忠実であるためである。つまり、「行きて (Euntes)」とは福音化を課題とする教会であり、教会の宣教活動を示している。「かれらを教え (docete eos)」とは教える教会であり、あらゆる領域での多様な方法によるカテキズムのことである。また、「かれらに洗礼を授け (baptizantes eos)」とは秘跡を通して聖化する教会であり、「父と子と聖霊の名によって (in nomine Patris et Filii et Spiritus Sancti)」とは祈る教会として典礼を取り扱う。

「外に向っての教会」に関しては、教会が現代の諸問題に答えることを期待している世界との対話をすすめ、人間人格や生命、社会正義、貧しい人々の福音化や国際関係等について取り扱う。この教会の使命の自覚は司牧的刷新の観点から非常に重要である。

また、G・B・モンティニー枢機卿は12月5日の第34総会で、先日のL・J・スーネンス枢機卿の見解を受け継ぐような発言をしている。⁽⁶⁷⁾ その他にも現代の諸問題、とくに貧困の問題⁽⁶⁸⁾ を真剣に考え、それと取り組むことはキリストの精神と愛のしるしであるとの強力な発言があった。こうした「外に向っての教会」の使命の自覚から、議案 XVII の第一草案が生れるのである。

b) 1963年1月21日から27日の調整委員会に提出されていた諸議案⁽⁶⁹⁾ を整理して、この委員会は先のL・J・スーネンス枢機卿の発言に見られたように、「キリストの教会—異邦人の光」の表題を冠された議案の新しいリストを作成した。⁽⁷⁰⁾ 将来『現代世界憲章』に発展する議案は最後になり、つまり第17番目に位置しており、以後『第 XVII 議案』と呼ばれるようになる。このリストのなかで、この議案は『社会の福祉に対する教会の諸原理と活動について』⁽⁷¹⁾ と題されている。

c) この議案 XVII は1963年2月から3月にかけて、調整委員会の要望に応じて、専門家グループ⁽⁷²⁾ によって研究され修正されてゆく。このと

き、この議案は『現代世界における教会の現存と活動について』⁽⁷³⁾と呼ばれている。

d) 更に、この議案は同年4月下旬にローマで開かれた委員会で検討される。この委員会では公式に招待された信徒たち⁽⁷⁴⁾との意見の交換がなされ、主に次の諸点が指摘されている。⁽⁷⁵⁾ ① 論調と表題に統一が欠けている。② とくに第一章および第二章はあまりにもスコラ的であるので、表現と説明をよりダイナミックにする必要がある。③ 現代世界の特徴的な性格をより深く研究する必要がある。④ 現代世界における「地上の現実の神学」を積極的に評価し、救いの営みのなかに位置づける。⑤ 現代世界における教会の使命を明確にする。

e) 1963年4月11日に教皇回勅『地上に平和を (Pacem in terris)』⁽⁷⁶⁾が公布されたことも明記すべきであろう。この回勅の教説は議案 XVII の一つの重要な指針になるからである。

f) すでに同年5月の末には、『教会について』のなかの「完徳への召命」⁽⁷⁷⁾に関する章が完成する。6月4日の調整委員会に提出された議案 XVII は『現代世界における教会の効果的な現存について』⁽⁷⁸⁾と題されており、その序文では「聖なる公会議は教会の秘義について取扱ったのち……」⁽⁷⁹⁾と述べられ、すでに『教会について』の議案との関連を明示している。

このような経過で作成され修正された議案 XVII はどのような構造と内容をもつものだったのだろうか。

(2) 各草案の構造と内容

我々はこの議案の各草案に見られる内容の修正および発展をより明確にするために、各草案または修正案を次の二つの段階に分けて検討する。ただし、我々が取り扱うのはのちに『現代世界憲章』の第一部に発展する、各草案の第一章だけである。

A段階—『人間人格の賞賛すべき神的召命と秩序づけについて』⁽⁸⁰⁾

(XVII—A—1)

- 『教義憲章：基本的諸原理と適用による人間人格の秩序づけについて』⁽⁸¹⁾ (XVII—A—2)
- 『人間の賞賛すべき召命について』⁽⁸²⁾ (XVII—A—3)
- 『憲章：現代世界における教会の現存と活動について』⁽⁸³⁾ (XVII—A—4)

B段階 — 『議案：現代世界における教会の現存と活動について』⁽⁸⁴⁾ (XVII—B—1)

- 『神による人間の賞賛すべき召命について』⁽⁸⁵⁾ (XVII—B—2)
- 『現代世界における教会の効果的な現存について』⁽⁸⁶⁾ (XVII—B—3)

草案 XVII—A

この草案 XVII—A はその構成⁽⁸⁷⁾ に見られるように、E・リオの草稿であるA—1とA—2の「倫理秩序」とJ・ダニエルーの草稿⁽⁸⁸⁾ であるA—3の「人間論」とを基本的な思想として含んでおり、A—4はこれらの2つの思想を合せて作成されている。我々はこの2つの基本的な思想を手がかりにして、この草案の内容を容易に括えることができる。

a) 倫理秩序

E・リオの草稿は徹底的に倫理秩序を中心としてすべての事柄を扱っている。我々はA—2に見られるかれの所説を一瞥するだけで充分であると思う。⁽⁸⁹⁾

(i) 草案の目的

すでに序文の第1条の表題が示しているように、「教会は倫理的な事柄に関しても異邦人の光」⁽⁹⁰⁾ なのである。この序文は、「神は愛である」(Iヨハネ 4,16) で始まるが、「異邦人を照らす啓示の光」(ルカ 2,32) ということばも倫理秩序に関連づけられている。また、イエズスの宣教命令(マタイ 28,18~20)も、「あなた方に命じておいたいっさいのことを

守るように教えよ」⁽⁹¹⁾ という部分が強調され、教会の教導職が信仰ばかりでなく倫理的な真理に関しても權威を有することが述べられている。この草案の目的は、公会議が「異邦人の教師 (magistra gentium)」として、倫理秩序に関する基本的な諸原理と実践に関する教説を述べる ことである。⁽⁹²⁾

(i) 人間の召命と秩序づけ

かれの草稿の構造からも明らかなように、人間の召命 (vocatio) も秩序づけ (ordinatio) もすべて倫理秩序の視点から考えられている。⁽⁹³⁾ とくに、「召命は倫理秩序によって継続される」(第11条) という条項は、この草案のなかでその2つを結合する位置にある。また、神を知り、神を認めることがすべての宗教と倫理生活、個人および社会生活の基礎なのである (第3条)。

無から創られた被造物 (第4,5条) のなかで、人間は神的秩序によってその本性からして神に奉仕するように (第5条) 創られている。また人間の超自然的な召命 (第6,7,8条) は自然的秩序に優るものであって、すべての人は誰でも、たとえ罪のあとでもかれらが秩序づけられている超自然的な目的を獲得するために神に召されている。⁽⁹⁴⁾

(iii) 倫理秩序

ところで、この超自然的な目的は「神自身から制定された規範と倫理秩序を通じて獲得されるべきものである」⁽⁹⁵⁾。この倫理秩序の終局的な基礎は無限・全能の神であり (第12条)、「人間性を回復したキリストも新しい法の授与者であって、全倫理秩序の模範である」⁽⁹⁶⁾ (第13条)。更に、「キリストの教会もその秩序を守ることによって、真にきのうも、今日も、とこしえに異邦人の光である」⁽⁹⁷⁾ (第14条)。この倫理秩序は不変で、普遍的、しかも絶対的である (第15条)。その他のすべての項目、例えば、自由、倫理規範、自然法、良心、罪など、すべてが倫理秩序と深くむすばれており、神の恵みさえもこの倫理秩序を守るために (第19条) 必要なのである。

b) 人間論

J・ダニエルーの草稿 (XVII—A—3) に見られる人間論は、神の像 (imago) と似姿 (similitudo) に創られた人間の創造 (第1条) から、永遠のみ国 (第16条) に向っての上昇線をもって描写されている。この草稿のなかに『現代世界憲章』の最終的な決定文まで残るキリスト教的な人間論の基本的ないくつかの要素をうかがうことができる。

(i) 「人間はその本性からして、神を知り、かれに仕え、かれを愛するように秩序づけられている」⁽⁹⁸⁾ (第1条)。

(i i) すべての人が知性と意志をそなえた人格であり、「各人が神に召され愛されており、各人の実存は神のみ前で真の永遠の尊厳を有している」⁽⁹⁹⁾ (第2条)。また、人間は社会的である。誰もひとりでは生きることができず、その兄弟を顧みないでいることはできない。人間は共同体のなかで生きてゆくのである。

(i i i) すべての人の本性の唯一性は神からくる。唯一の知性と唯一の真理、唯一の倫理法と唯一の目的などの唯一性から見られる全人類家族のなかで、民族主義やそれに類似した主張は受け入れられない。また人間の差異性も創造と救済のわざに関わっている。(第3条)。

(i v) 父から遣わされた神の子は新しいアダムとして人間性を回復し、新しい永遠の契約を立てられた (第10条)。それは死に至るまでの従順によるもので、かれの復活は全キリスト者の信仰と希望の基礎であるばかりでなく、万物の高揚でもある (第11条)。

(v) キリストの恩恵と教会のうちに働く聖霊の力によって、人々はかれらの召命を完うするように父に向って開かれている。聖霊は人間の内面に働き、各人のわざを愛において根拠づける。人間は聖化しつつある旅人 (viator sanctificationis) である (第12条)。このようなキリストの恵みと聖霊のわざによって、人間の生活の全領域が人間の至福と万物の更新との終末論的な視座の下におかれる (第14, 15, 16条)。

c) XVII—A—4 : 『現代世界における教会の現存と活動について』

この草案はすでに指摘したように、E・リオの倫理秩序とJ・ダニエールの人間論とを複合したものである。内容的にもこれらの二つの思想を並列したのみで、それほどの変化は見られない。ただ、注目すべきは、J・ダニエールの人間論のなかにあるキリストの死と復活を通じての人間性の回復（第11条）と聖霊のわざ（第11条後半と12条）とがA-4では削除されていることである。しかし、後述するようにキリストと聖霊のわざの重視は後のテキスト（XVII-B-2）に再び見出される。

ところで、草案 XVII-A の内容はまだ自然と超自然とを二分して考える傾向を強く示している。すべてが超自然的な秩序に方向づけられ、現世の生活の評価が稀薄である。しかし、A-4に附されている「全般的序文」⁽¹⁰⁰⁾を見ると、現世の秩序のなかにある教会の現存の意義を探求しようとする公会議の意図がうかがわれる。この序文と第一章の内容とはまだよく調和されていないといえよう。後のテキストでこの序文の意図が明確にされ、一つの方向を示してゆくので、我々はその内容を要約しておくのは有益であると考える。

(i) 教会は現世の秩序のなかに現存し、それと積極的に関わる。公会議は全人間家族を顧慮して、人間がなんであり、⁽¹⁰¹⁾ 人間の召命の卓越性がなんであるかをより深く、より正しく知るように世界における教会の現存と活動とに関して、次のことを明らかにしようとする。まず、現世の秩序が正しく確立されるように。次に、その現世の秩序が人間人格の充実的な尊敬と召命のうちに基礎づけられるように。更に、その秩序がキリストの啓示の光の下に超自然的な秩序によく合致するように、すなわち、人々が永遠を見失わないで、現世的な富をより効果的に保持するように。

(ii) 我々は現代のすばらしい技術的な進歩と発展による事物の新しい秩序と人間生活の新しい諸条件とに注目する必要がある。とくに、人々と国民間の連帯性の絆がより緊密になるように努めなければならない。

(iii) 教会と地上的生活の福祉の間に相互の関連性の理解を深める必要がある。教会は恩恵の富と福音の光に照らされて、ただ単に永遠の至福へ

の人間の超自然的な召命のみでなく、自然秩序における人間生活のすべての富を高く評価し、人間の才能によって生み出される文化のなかで教会の使命をより効果的に果すようにしなければならない。

(iv) そのためには信徒と善意の人々との任務を明確にする必要がある。⁽¹⁰²⁾ 信徒は人間の歴史のなかでキリストの精神に基づいて、教会の生けるメンバーとして固有の任務を果すのである。かれらは人間の社会全体の福祉に寄与しながら、人間の諸権利を擁護し、推進するすべての善意の人々と心を一つにして働くのである。

草案 XVII—B

我々は XVII—A の修正案である XVII—B の主な修正点を指摘し、つづいてその内容を概観しよう。

a) 主要な修正

(i) 先ず、序文と本文（第一章）の内容の統一がより明確である。

(ii) 議案 XVII の構成表 B⁽¹⁰³⁾ に見られるように、A—4 から B—1 への顕著な修正点は条項の数が25項目から6項目にまとめられ整理されていることである。それは単に外的に条項の数が大幅に減少したという外面的な修正以上に、内容を統一しようとする意図を示していると考えられる。

(iii) そのなかでも最も著しいまとめ方は倫理秩序に関する条項（A—4 の第15～24条）がただ2つの条項（B—1 の第5、6条）だけになったことである。それは更に B—2 ではただ第8条だけにまとめられ、B—3 ではそのなかから良心に関する項目が別項（第10条）に取扱われる。

(iv) B—2 と B—3 では全体を通じて「神の像」の考えが中心的な統一テーマとして現われる。

(v) この統一テーマの核心にキリストによる神の像の回復（第5条）と人間における神の像の回復をもたらす聖霊のわざ（第6条）が位置づけられ、それらと現世の事柄における教会の任務（第7条）とが内的に統一

されつつある。この3つの項目はただ外的に草案全体の中心に置かれているばかりではなく、内容的にも全体をまとめてゆく。

b) 内容

この草案 XVII—B の内容は「序文」に見られる三つの主要な考え、つまり、現代の新しい状況の積極的な評価と教会の使命の自覚、教会と現代社会の関係を結ぶ「人間」の中心的な位置づけ、および教会のことばの役務と信仰の諸秘跡を通じて実現するキリストの生命の新鮮さを述べている。それらは「神の像としての人間」の思想によって貫かれている。⁽¹⁰⁴⁾我々はB—2とB—3のテキストに従って、より詳しくその内容を見てゆく。

(i) 人間人格の尊厳の根拠としての神の像 (第1条)。B—2 では、人は見えるものと見えないものすべての宇宙の創り主・愛である神の像と似姿であると述べられている。しかし、B—3は人間社会の善をキリストによって啓示された人間の召命のなかで促進しようとする主張が始まっている。⁽¹⁰⁵⁾ 自然と超自然との分離よりも、神の像である人間の中心にキリストを位置づけることによって、それらの不可分離性を明確にしようとする努めている。神の像としての人間の教説は「人間の召命のいわば大全的な教義」⁽¹⁰⁶⁾なのである。その神の像は人間本性のうちに見出され、すべての人が神のみ前で「名をもって」⁽¹⁰⁷⁾呼ばれることによつて実存するといえる。この神的召命に由来する務めは、「神と兄弟たちと世界に対する」⁽¹⁰⁸⁾関係によって完うされるのである。草案は人間の社会性と共同体のなかでの人としての完成の典型を家族共同体に見て、次のように述べている。「その社会性は特別に家族共同体のうちに表現される。つまり、そこでは夫と妻が同じ尊厳をもって構成されており、互いに向けて、また子供たちに向けて人格的な愛の絆によって強力に秩序づけられている」⁽¹⁰⁹⁾。草案は普遍的に人間本性のうちに見出される神の像に基づいて、その共通の人間の尊厳を否定するすべての教えをしいぞける (第2条)。

(i i) 人間の召命は三位一体との深い関わりで示されている (第3条)。

教父たちと聖書の教えに従って、人間のすぐれた召命が説かれる。「すなわち、人は神の像として造られて、神の直視と愛のうちにある完全な至福に達するまでは十分に休むことはないという、自然本性的な至福の望みをもっている」⁽¹¹⁰⁾。

(iii) しかし、この神の像は罪によって、つまり人間が善のために使用するように神の賜物として与えられた自由を悪のために使用することによって世に入った罪のためにもってしまったのである（第4条）。

(iv) 「キリストによる」⁽¹¹¹⁾ 神の像の回復（第5条）。神の子キリストは墮落した人間性をたずね求め、救うために父から遣わされた。父の完全な像、新しいアダムとして、かれは人間のうちに神の像を建てなおし、人類との永遠の契約となられたのである。かれの死に至るまでの従順による神との和解のうちに、かれは、かれ自身が我々のためにいのちを与えたように、我々も兄弟たちのためにいのちを献げることを求められる。かれは「兄弟たちに対する奉仕と愛の模範」⁽¹¹²⁾ を我々に残された。また、かれは復活によって死の力をうちくだし、「新しい世界の基礎」⁽¹¹³⁾ を置かれた。

(v) 「人間における」神の像の回復（第6条）。神の右に座したキリストはすべての人々に聖霊を注ぎ、神の似姿を更新し、再形成する。この更新および再形成するキリストの恵みと聖霊の力は教会の役務を通して、人類のうちに働いている。「人々はすでに洗礼においてキリストの受難と復活を象徴しながら、かれの死と生とをかれらの肉体において表明するのである」⁽¹¹⁴⁾。しかし、この神の像の回復はまだ完成の途上にあり、すべての人々がキリストのからだに統一され、天のエルザレムに集まる愛と一致の完全性に向けられている。

(vi) 教会の使命もこの神の像の回復と深く結ばれている（第7条）。我々は日々の職務と活動を通して神の恵みのわざを継続し、世にあってキリストを通して、我々自身を神に献げるのである。「したがって、キリスト教的な生活は現世の生活を内包している。つまり我々の努力は地上的なわざそのものを通して、神へ向けて我々をよりよく共に形成するものでな

なければならない。人は自然法と超自然の召命とによって自己を共に形成しつつ、その目的に達するのである」⁽¹¹⁵⁾。

以上のように、「神の像」が主題的に草案全体を通して表明されている。それは人間の尊厳と人間性のキリストにおける回復および神と人間との深い関係とを重視している。先の草案 XVII—A に見られたような倫理秩序や自然と超自然との二分法的な視点から脱却し、「神の像」である人間を救いの営みのなかに位置づけようとする努力の成果が見られる。⁽¹¹⁶⁾ キリストの秘義を媒介として、神と人との関係、人と人との関係をよりダイナミックに括えようとする途が開かれつつあるといえよう。このような基本的な方向づけは、キリスト教的な愛に関しても見られるのだろうか。また、それはどのように展開されているのだろうか。

(3) キリスト教的な愛の掟

a) 草案 XVII—A において

このテキストでは愛の掟は倫理秩序との関連で述べられている。それぞれの草稿のなかで次のような変更が見られる。

(i) タイトルの変更は順次、「秩序とキリストの恩恵」(A—1, 第6条), 「キリスト教的な愛の価値と要素」(A—2, 23条), 「キリストの愛の首位性」(A—4, 第18条)となっている。

(ii) A—1 では「キリストはかれの恵みによって全秩序の成就を確固たるものにされたのであり、かれなしには人はなにもすることはできない(ヨハネ 15,5)」⁽¹¹⁷⁾と述べられている。また、この条項においてキリストは「倫理秩序の新しい法授与者」であるとも言われている。A—2 では愛の首位性を説明するとき、そのアクセントが先の議案『倫理秩序について』とほとんど同じである。「愛の首位性は正しい意味で認識されるべきであり、守られるべきである。真のキリスト教的な愛の首位性はまさに首位性を有しているがゆえに人がただ単に誠実にばかりでなく、恩恵に装われて功德あるように行為することができるし、またしなければならぬと

いう、他の諸々の掟の存在と動機とを前提する。キリスト教的な愛は単なる魂の内的愛情だけに還元されないし、また他の諸徳やおきてをおろそかにせず、わざによって正しく説明され、すべての戒めと徳の遵守を必然的に含み、またその首位性のゆえにそれらを超越するのである」(第23条)。「神の愛と結ばれて、その愛によって人は倫理秩序を守り、それを持続させ、神の秩序づけと召命のうちに成長するのである」(同)。

(iii) A-1とA-2のこれらの説明はA-4で削除されている。

b) 草案 XVII—B において

B-1はA-4をそのまま受けとっているが、「キリストの恩恵と倫理秩序」(第6条)と題されているように、キリストの恩恵の文脈のなかで述べられる。キリストの賜物と霊の力と信仰を生きることが強調される。つまりキリストの恩恵は人がただ全倫理秩序を守るためだけのものではないのである。罪も神の賜物である愛との関連で述べられ(第6条)、A-4(第23条)の叙述とは異なっている。我々はB-1の修正案であるB-2(第9条)とB-3(第9条)に見られる主な修正点を見ておこう。

(i) 先ず、タイトルが「神と隣人愛の律法の目的」と改められ、神への愛と隣人愛との関係を示そうとする意図が見受けられる。

(ii) この神と隣人愛のおきては神法のすべてのおきてを完成するものであり、それは「すべての倫理性のいわば要約」⁽¹¹⁸⁾ であると呼ばれる。聖書の引用箇所についていえば、マタイ22,36に加えて、はじめてローマ13,8—10が引用される。また、「倫理秩序」という語がはじめてここで消え、前コリント書の13,1以下の参照も削除されている。

(iii) この修正と関連して、「人定の諸法は愛の要求のいわば説明あるいは適用である」⁽¹¹⁹⁾ (B-2)といわれる。B-3では更に「したがって、他の諸々のおきては諸徳に関連し、愛から求められるそれらの徳を説明し、それらの徳なしにはあり得ない」⁽¹²⁰⁾ となっている。

(iv) B-2とB-3全体が「神の像」の思想で統一されているので、「神の像」と愛との関連も明確に示されている。神自身が愛であるから、

聖霊によって愛の気高さを高めるような神と隣人愛の真の愛による以外には、「神の像」を回復する手段はない（B-2）。キリストによってかれの固有の掟として与えられるその愛の戒めは、三位一体の神の内的生命のなかに位置づけられている（B-3）。こうして、神と人間との内面的な関わりがこのテキストの中心的な位置を占めている第5,6,7条から明らかになってくる。

(v) また、B-3ではこの愛の掟が、自然法（第8条）と良心（第10条）の間に置かれているのも注目しなければならない。神のみ旨を表わす自然法と良心と愛の掟が、相互により緊密に結ばれてゆくと思われる。つまり、自然法はその最高の掟をキリストからその新しさを得る神と隣人愛のうちに保持している。また良心はそれぞれの人にとって、その掟の「解説者」⁽¹²¹⁾ (interpres) のごとくである。

(4) 展望

以上、我々は公会議準備委員会で作成された議案、『倫理秩序について』および『キリスト教的な倫理秩序について』と議案 XVII の第一草案を分析し、愛の掟に関する所説を概観した。すでにこれらの草案にも示されているように、キリスト教的な愛の教説も公会議の意図とそれを根拠づける神学思想との関わりで括えられるべきことがうがえる。微妙なニュアンスの差異を含みながら、愛のおきての視点も変化し、進展しつつある。我々は次のテキストを取り扱うまえに、展望として、先の諸草稿のなかで削除されている要素と後にさらに強調されてゆく要素とをまとめておこう。そこに見られる方向性を掴むのに有益であると考えからである。

a) 削除された要素

(i) キリスト教的な愛の掟が福音的勧告と結ばれた特別な完徳の道であるという見方がなくなった。

(ii) すべてのキリスト教生活を「倫理秩序」を守るためという、いわば人間不在の倫理の重視が減退してゆく。同時に神とキリストを「倫理秩

序の授与者」としての理解も弱まっている。

(iii) 神と隣人愛との関係についていえば、隣人を「神のために (propter Deum)」⁽¹²²⁾ 愛するという二つの掟の秩序づけが消えてゆく。

(iv) 自然と超自然との分離が漸進的に除かれつつある。

b) 強調される要素

(i) キリスト教的な愛の掟が、すべての受洗者にとって共通の完成の道として示される。とくに『教会憲章』の「聖性への普遍的召命」(第5章)との関連が深まるであろう。

(ii) 「倫理秩序」の過度の主張にかえて、「神の像」としての人間およびキリストによるその回復とが中心的な位置を占める。神は単に倫理秩序の授与者としてではなく、人間とのより内的で人格的な関係が三位一体の生命のダイナミズムのなかで括えられる。愛の要請もその視点から理解される。

(iii) したがって人間の召命または人間の尊厳⁽¹²³⁾ は「神の像」であることに根拠を有することが、より具体的な問題状況のなかで展開されよう。

(iv) 愛の首位性が他の諸々の戒めや法との関わりより、人間の根源的な要求として「すべての倫理性のいれは要約」として示された。

(v) 人間の諸活動が人間の世界と世の富の積極的な評価と共に愛の視点から理解される。

(vi) またそれらは「神の像」としての人間をキリストのわざを中心に見るところから、救済史的に考えられるであろう。

すでに XVII—B—3 の序文に見られるように、信徒の任務が「教会と世界」との関係と教会の使命の自覚のなかで、「すべての善意の人々」や「全人間家族」⁽¹²⁴⁾ との協力と責任として強調されてゆく。端的にいえば、議案 XVII の第一草案のなかではキリスト教的な愛は神との関わりに重点を置いた垂直線上で倫理秩序からの義務づけとして考えられていたが、以後の課題はキリストの中心的な位置づけと共に人間関係のなかで水平線上

で考察される方向を示している。つまり、キリストの秘義とその秘義を生きるキリスト者の使命をより深く理解する必要に迫られていると言えよう。

4) 議案 XVII: ルーヴェン草案⁽¹²⁵⁾

ルーヴェン草案は、公会議での直接の討論資料にはならなかったものである。しかし、そこには以後のテキストの教説を神学的に基礎づける主要な考えが認められる。我々は先の草案についてなしたと同じく、先ずこの草案の成立過程を見て(1)、テキストの構造と内容を観察し(2)、キリスト教的な愛について検討する(3)。そして、それらの内容の分析に基づいて展望を試みたい(4)。

(1) 草案の成立まで

1963年6月4日の合同委員会の全体会議で討議されたのは、『現代世界における教会の効果的な現存について』(XVII—B—3)だった。我々はこの頃の別の事件も特記しておくべきであろう。つまり、6月3日の教皇ヨハネ23世の死⁽¹²⁶⁾と6月21日のJ・B・モンティニー枢機卿の教皇選出⁽¹²⁷⁾である。新教皇パウロ6世は同年6月22日の最初のラジオ・メッセージで、⁽¹²⁸⁾ 第二バチカン公会議を継続す意志を明らかにしている。また、6月30日の着任式の説教⁽¹²⁹⁾のなかで、「現代世界との対話」を前面に打ち出している。この「対話」は今検討しようとしているルーヴェン草案にはまだ強く現われないが、後のテキスト⁽¹³⁰⁾に大きな影響を及ぼす考えである。

a) さて、1963年7月4日の調整委員会で、J・スーネンス枢機卿は『議案 XVIIに関する報告』⁽¹³¹⁾を行っている。我々はこの報告のなかから幾つかの点を要約しておこう。

(i) この議案は一般的な教義的基礎として、『啓示憲章』と『教会憲章』とに関連するものである。しかし、それはキリスト教的人間論と現代

の諸問題へのその適用である。

(i i) 現代人は教会の世界との関係についての発言に注目し、また期待している。この議案は、「異邦人の光である教会」についての教皇ヨハネ23世の意向と公会議の意図を含むものでなければならない。

(i i i) 内容に関していえば、この議案には自然法と福音のメッセージとの間に均衡ある統一が欠けている。また、教会一致の観点からして、この一致運動の一つの主要観念である、「キリストが主である」および「かれにおいてすべてを新たにすること」に関して十分に研究されていない。さらにこの議案は、聖書および教父たちの教えを豊かに含むものでなければならない。

(i v) この議案の表題はこれらの内容を考慮するとき、まだ不的確であるといわなければならない。テキスト自体もあまりにもヨーロッパ的であって、発展途上にある国々の人々にとっては不適切である。この議案はすべての人々に宛てられなければならないものである。

(v) 以上のことを考慮するとき、神学的・教義的な序文を含む新しい草案を作成する特別委員会を設置する必要がある。

b) 1963年9月6日から8日にかけてルーヴァンで開かれた会合で、⁽¹³²⁾ 新しい草案の教義的な部分が作成された。この会合では、主に現代世界における教会の現存の神学的・教義的な意味を議論し、とくに次のような内容を指導的な考えとして強調する。⁽¹³³⁾

(i) この議案はすべてのキリスト者と善意あるすべての人々に宛てられるべきである。というのは、教会が全世界に福音を宣べ伝える「主の光」としての使命を有しているからである。

(i i) したがって、この議案は次の神学的内容を中心に作成されなければならない。新しい人の観念、終末論的なアプローチと福音的なメッセージ、宗教の自由、現代世界の新しい経験である世界の統一性および連帯性、愛についての現代人の感覚、階級や労働および貧困の問題、無宗教および無神論の問題、統一と分離、支配と奴隷化、自由とその濫用などの二

重構造のなかにある世界の発展の現実などである。また、神のことばに基礎を置く天上的な構造としての教会と発展と成長をとげる真の正義を求める世界との間にある緊張関係をも考えなければならない。教会は世が言うべきことを聞かなければならない。

(iii) このような緊張関係のなかで、キリスト者は信仰の光に照らして、世の建設に協力する使命を有する。教会は世のために現存し、キリストを中心として「世のキリスト化」に務めるべきである。しかし、この使命はまた、エキュメニカルな協力のうちに果されなければならない。つまり、教会は福音の光に照らして、永遠に価値あるもの、例えば人間の尊厳と生命の価値、真の自由と愛を擁護し推進する使命を有するのである。この使命は、「交わり (koinonia)」と「奉仕 (diakonia)」と「証し (martyria)」という教会の三重の現存の特性から考慮される必要がある。

この三重の現存の特性はルーヴァン草案の基本線になる思想である。Y. コンガールは議案 XVII の修正に関して、この思想を二度明らかにしている。⁽¹³⁴⁾ かれは「今日」の「世界」における「教会の現存」の神学的な意味を究明しながら、とくにキリスト者の宣教的な使命と三重の福音的な現存について強調している。

(i) 宣教的な使命。教会は世において、また世のためにキリストの生命を有している。したがって、世との関わりにおける教会の使命は、ただ単に世を信仰に向けるだけでなく、「世の聖化 (consecratio mundi)」に向けられなければならない。教会は世界を断罪するためになにかを言うのではなく、それに希望のことばを与えるために発言するのである。このような教会の現存、つまりキリスト者の世における現存は「宣教的 (missionaria)」また「使徒的 (apostolica)」である⁽¹³⁵⁾ 以外のなにもものでもないといわなければならない。

(ii) 三重の福音的な現存。世に向かう、世のための内的生命を有するこの宣教的な使命は、「交わり (koinonia)」と「奉仕 (diakonia)」と「証し (martyria)」の三重の福音的な現存の特性をもっている。「交わり」と

は、パンをさくことによって基礎づけられる共同体における一致の交わりである。教会はキリストによって、かれと共にあるために、かれについて証しするために集められた人格としての共同体なのである。「奉仕」とは、キリストによる、キリストの生命における世にある奉仕である。つまり、教会の現存は福音のメッセージを携えて、つねに奉仕するところにあるといえる。また「証し」とは、キリストにおける救いと神の国とを人々に証しすることである。それは共同体としての証しでもある。ところで、教会が世に与える証しも奉仕も、先ず世界について真実を語ることである。その真実とは神は決して世を捨てないし、また決して捨てないであろうという希望の福音なのである。この福音の真理は神と人間と世界との真理を内包しており、それらの緊密な関係の在り方を指示している。この真理の探求のなかで、より兄弟的な世界を建設しようとするのが我々キリスト者に課せられた福音的な使命なのである。このような使命を果すとき、教会は世界のなかにある福音的な良心であるとさえいえるであろう。別のことばで言うならば、教会はキリスト以来、世にあって地上的な生命・人間への奉仕をつづけており、世における福音の鏡として現存しつづけているのである。

以上、我々は議案 XVII に関して提案された神学的な考えを少し長く述べたが、それらの基本的な観方あるいは要望は、ルーヴァン草案のなかで、どのように実現されているのであろうか。この草案の構造および内容のなかにそれらを確認する必要がある。

(2) テキストの構造と内容

ルーヴァン草案は、『建設しつつある世界における教会の活動的な現存について』と題されているように、とくに現代世界における「教会の現存」の意義を明らかにしようとするものである。

a) 構造

この草案の構造は、教会の現存を明示する三重の特性 — 「交わり」と

「奉仕」と「証し」一を根本的理念として作成されたことを明確に示している。⁽¹³⁶⁾

序論（第1条）

1. 教会の固有の使命について
 - A) 世界の福音化について（第2—6条）
 - B) 世界の秩序自体における教会の影響について（第7—11条）
2. 建設しつつある世界について
 - A) 世界の自律性について（第12—14条）
 - B) 世界の統一化について（第15—18条）
3. 世界に対する教会の任務について
 - A) 証しする任務について（第19—24条）
 - B) 愛の奉仕と交わりについて（第25—28条）

結論（第29条）

この構造の根底には、序文で明確にされているこの文書の目的を実現しようとする教会の根本姿勢がある。先の草案（XVII—AとB）では「すべての善意の人々」との協力の姿勢が意識にのぼりつつあったが、今この草案は、「同時にすべての善意の人々に」⁽¹³⁷⁾ 宛てられていることを明示的に述べている。これはこの文書を新しく方向づけてゆくものである。すべての人々を念頭において、人間とは誰かが問われ、その問いとの関わりのなかでキリスト者の使命を明らかにしようとするものである。

「すべての善意の人々」を名宛て人として作成されたこのテキストは、キリスト者とすべての善意の人々が「キリストの光に照らして」、かれらの任務を認識し、それを実行することを求めている。それは3つの目的を明示している。すなわち、先ず、人々がこの世界の現実を正しく知ることである。この世界とは「そこから（ex quo）主がかれの民を神の国に向けて集められた世界であり、またその世界のなかへ（in quo）かれの弟子たちを福音の証しのために遣わされた世界である」⁽¹³⁸⁾。次に、人々がキリストの光に照らして、「この世界を刷新し、変容するように」⁽¹³⁹⁾ 努めることで

ある。最後に、キリストにおいてすべてを築くために、キリスト者がキリストの愛 (caritate Christi) に刺激され、よりよい社会条件を確立し全人類家族に奉仕することである。

我々はこのような目的を達成するために提案された所説を主要な点のみ概観しおこう。

b) 教会の固有の使命

この草案の第一章は、世界における教会の「現存」の意味を追求している。つまり、この章は福音化 (第2—4条)、キリストの似姿としての人間 (第5条)、教会の天上的存在と地上的存在の関連 (第6条)、地上的な現実の積極的な評価 (第7—11条) を説いている。

(i) 福音化

教会の「現存」の意味は、先ず世界の福音化に見出される。世界そのもの (ad ipsum mundum) に遣わされた教会は、キリストの名によって世界を聖化し神と和解させること、信仰によって世界を救いに導くこと、全世界をアブラハムの子らの尊厳に適しく変革するという目的を有している (第2条)。「信じる者の父である神は恵みを注いで、全地上に約束の子らをふやすことを望まれる」⁽¹⁴⁰⁾。しかし、教会は、主キリストが特別に貧しい人々に福音を宣べ伝えるために自ら貧しくなられたように、キリストの模範に倣って、特別に貧しい人々の福音化に努めなければならない。小さき兄弟たちは主の最も貴重な宝であって、貧しい人々によって主の生ける姿が認められ、礼拝されるのである (第4条)。すべての現存が愛の務めによって貫かれるように求められている。

(i i) キリストの似姿としての人間

教会が告知する福音は、地の全面に住むすべての人々に向けられている。人類の統一性と神を見出しうる可能性⁽¹⁴¹⁾ とが、創造における「神の像」としての人間とキリストによるその回復の思想によって説明されている (第5条)。この条項で注目すべきは、キリスト論的な賛歌 (コロサイ 1, 15—20) によって人間と万物の創造とその更新とがキリストを中心にし

て述べられていることである。つまり、キリストが単に人間のみでなく万物との関わりの中かで括えられて人間および人間の世界の統一性が強調されている。別言すれば、「神の像」としての人間あるいはキリストの似姿としての人間の回復が、万物の和解の中かに位置づけられており、人間社会におけるキリストを中心とした人間の使命も自覚させられる。

(iii) 天上的存在と地上的存在との関連

人間の使命の自覚はまた教会が地上からかけ離れて存在するのではなく、この世界に現存するという認識から来る。この条項は天上と地上とを結ぶ典礼の重要性を認めている。主キリストの来臨の希望と栄光の充満という終末論的な希望は、教会の世界における使命を軽減するのではなく、むしろそれをより内的に動機づけ奨励するのである（第6条）。こうして霊的な礼拝と愛の奉仕との内的結合がより深く指示されている。

(iv) 地上的な現実の積極的評価

この草案の第7～11条は、この世の秩序とキリストの福音との関わりを述べている。世界の全秩序への福音の影響力は、単に教導職の「教説」によるのではなく、この世界に生きる信徒の活動によって効果的に現われる。かれらは、神のみ旨の実現を、信仰と愛をもって世を建設することのうちに見出さなければならない。しかし逆に全人間共同体を建設することへの努力と協力はよりよく神を知るようにも導くものである（第7, 8条）。キリスト者は、とくに人間の尊厳と召命を福音の告知と活動によって人間社会に浸透させなければならない（第9条）。「キリスト者は証しと生活によって、世界と人間の内的意味とその終局的な目的とを明らかにするのである」⁽¹⁴²⁾（第20条）。被造物は神の認識の可能性を与えるばかりでなく、すべてのものがキリストによって、またキリストに秩序づけられ、完成されるように、キリスト者は地上的な諸現実を積極的に評価しなければならない（第10, 11条）。

c) 現代世界の特徴

この草案は「建設しつつある教会」として現代世界をながめ、世の自律

性⁽¹⁴³⁾のなかで、とくに人間の労働の価値と世界の統一化の現象を取りあげている。

(i) 労働の価値

この世界に生きている人間は、この世の法則のなかで自由に生きている。人は人間本性からして活動的に創造的にこの世界に働きかけ、全人類家族の奉仕のために生きている（第12条）。したがって、人は労働によってただ単に物的に豊かになるのではなく、それによって自己自身を表現し、完成させ、歴史を進展させるのである。このような人間の労働は創造のわざと贖いのわざと関わるものであって社会人としての人間の姿(homo socios)を表明するのである（第13条）。

(i i) 世界の統一化

キリスト者がこの世界に働きかけて現存するためには、全世界の統一化の現象を無視することはできない。（第15,16条）。この現象の意味はなんだろうか。草案はこの現象の意味を次のように括えている。先ず、全人間の歴史の統一化がすすむことは神の計画と矛盾するものではなく、「キリストのからだ」におけるより高い統一化に方向づけるものである（第17条）。次に、この統一化は人間の多様性と連帯性を拡大するものであり、科学と芸術による人間の被造物の支配に関する意味の変化を示している。それはまた人間の尊厳と賜物として与られた人間の自由の意義を高く評価する（第18条）。この統一化のもう一つの面は文化の価値を認めるところに向けられている（同）。

(3) キリスト教的な愛

以上の所説につづいて、草案は「世界に対する教会の務め」について述べる。証しの任務（第19—24条）と愛と交わりによる奉仕の任務（第25—28条）とは、先に述べた三重の福音的な現存——「証し」と「奉仕」と「交わり」——の考えをもとに説かれている。また、各条項に「教義（doctrina）」と付けられている4つの条項（第20～23条）と良心に関する条

項（第24条）とは第一の草案 XVII—B—3⁽¹⁴⁴⁾ で取り扱われた内容を含んでいる。証しの任務は、人間人格の尊厳（第19条）とキリスト者の生活におけるこの世の事柄の深い意味を通じて、神の認識と至福に向けられている（第20条）。したがって、「人間のすぐれた召命」⁽¹⁴⁵⁾ は人間が神的光の下に自己自身とすべての被造物の深い意味を認識し、最上の愛すべき神に感謝を献げる「被造物の司祭 (sacerdos creationis)」であることに見出される。人は神的不滅性に参与するように召されており、神的本性を有するように招かれているのである（第22条）。このような人間の召命からしてすべての差別は排斥されなければならない（第21条）。

このような創造と贖いにおける人間の召命とキリスト者の現存の教えを前提として、倫理秩序およびキリスト者の奉仕のわががキリスト教的な愛との関連で括えられている。

a) 倫理秩序とキリスト教的な愛

第23条と第24条は主に議案 XVII—B—3 の内容を含んでいる。まず、草案はキリスト教的な愛が「完成の帯である」⁽¹⁴⁶⁾ ことを認め、教会が万民に倫理性の意味を示す務めをもっていることを指摘している。しかし、この倫理性はすでに人間の心のうちに自然の作者によって書き記されているので、キリストの福音はその法を認め、完成し、高めるのであるとされている。万民に共通なこの法は福音的な愛によってより明確にされ、種々の問題の関係のなかで永遠に有効な義務づけとして効果的に働く。人間本性そのもののうちに完成への道が聞かれているのである。この倫理秩序は良心の要求 (dictamen conscientiae) と関連しており、そこで自然法と福音法とが自覚され、具体的に適用される（第24条）。

b) 神と隣人に対する唯一の愛

第25条では、キリストの教え（マタイ 22, 37—40）に基づいて愛のおきてを述べるとき、神と隣人に対する愛を「唯一の愛 (unica caritas)」として述べている。その統一性は「兄弟愛」に根拠をもつ。この条項に列挙されている聖書の引用箇所は興味深い。

—兄弟愛は我々に対する神の愛に由来する。つまり我々は神が我々を愛しかれの霊によって心に注がれた愛そのものによって (ipsa caritate) 兄弟たちを愛する (ローマ 5, 5)。

—神を愛する者は兄弟を愛しなければならない (I ヨハネ 4, 19—21)。

—兄弟愛は父なる神の子に適わしい。かれは父の子に適わしく敵と迫害者をも愛する (マタイ 5, 44—45)

—兄弟愛はキリストの模倣による (I ヨハネ 3, 16)。

—兄弟愛はキリストの弟子であることの明白なしるしである (ヨハネ 13, 35)。

こうして、教会は神と隣人に対する愛をキリストの証しとして宣言するのである。

c) 愛と正義

第26条は、「正義が愛の最初のわざである」⁽¹⁴⁷⁾と述べている。愛がなければ正義は生命のないままであり、正義がなければ愛は存在しない。我々は愛のうちに基礎づけられた正義によってだけ、人間間と国際間の平和と調和を期待することができる。

d) 日常生活における愛

第27条はキリスト教的生活を日常の社会生活との関連からながめ、世における愛の証しとして述べている。その信仰生活は一言でいえば「愛によって働く信仰」(ガラ 5, 6)である。とくに日常生活における聖霊の働きが注目されている。信ずる人は「万物の更新のとき」(使 3, 21)に悔い改め、その聖霊によってこの召命を内的に成長させ、父なる神に適わしい者としての聖霊の実りを日常生活においてもたらすのである。その実りは、個人的、共同的、家庭的、文化的等の具体的な多様な奉仕のなかで明らかになされなければならない。キリスト者は積極的に「兄弟の必要性 (necessitas fraterna)」のために奉仕する。その奉仕は世の建設に向けての愛のわざとして至る所に広がってゆく「キリストの良き香り」⁽¹⁴⁸⁾なのである。

e) すべての人々との交わり

第28条はキリスト教的な愛がすべての人々との交わり (communio) を要求することを説いている。キリスト者の奉仕は信徒の間だけのものではなく、心を開いてすべての人々に向けられるべきものである。その交わりはすべての人々との共同のうちでなされる人間的なわざ、社会的労働や誤りのうちにある人々の自由を束縛することなく、真理を告げることのなかに実現されるであろう。とくに善が見出されるところではどこでも福音の精神をもって協力することが求められる。このような協力のなかで、種々の事物の秩序と人間の種々の条件とはよりすぐれた調和へと推進させられる。つまり、すべての人々との相互協力によって人間社会のよりすぐれた状態、例えば正義と平和や個人的および社会的な関係も改善されるであろう。こうして、キリスト者の生活そのものも個人的な救霊のためであるということよりも、キリストの現存の証しとして、より人間的な世界の建設への協力として括えられるのである。⁽¹⁴⁹⁾

(4) 展望

以上のような議案 XVII のルーヴァン草案の内容とキリスト教的な愛に関する概観によって、我々はこの草案に見られる愛に関する所説の評価と見通しを試みておこう。

a) 評価

(i) キリスト教的な愛が世界における教会の現存という視点から動機づけられている。キリスト者は世から (ex quo) 召されて、世のなかで (in quo) 召されているのである。従って、かれの愛のわざは単にキリスト者の間だけでなく、すべての人々との協力のうちに全人類家族という広範囲の人間関係に及ぶものである。

(ii) このことと関連して、愛の動機または目的は自分の救いのためという意味での自己完成にあるのではなく、この世にあってよりよい人間世界を築くことにある。なぜならば、この地上の現実には神による被造物として良いものであり、人間が知性と自由を活かして歴史のなかで世界を建設

し、人間の社会として発展させる使命を有するからである。キリスト者はこの世界建設に積極的に協力しなければならない。

(iii) この世界建設を目ざすキリスト者の使命は、日常生活における愛の実践というすべての人々との交わりと協働を要請する。その愛の実践はキリストを信ずる信仰に基づくものであり、キリストの福音の実践である。

(iv) この愛の実践は神への愛と隣人への愛の統一性のなかで括えられる。キリスト者は、神が我々を愛したというその愛に動機づけられて、かれの兄弟を愛する。神によって創造された人間は神に愛され召されており、キリストの愛はすべての人々に及ぶものである。この愛のおきての統一性の根底に神の像として創られた人間とキリストによるその回復との思想がある。キリスト者の兄弟愛はキリストの愛の模倣による。しかし、キリストの霊こそがキリスト者を兄弟の必要に向けて目を開かせるのである。

(v) このようなキリスト教的な兄弟愛は、神への愛と隣人への愛の統一性から見て、「キリストの現存」また「神の現存」を証しするのである。キリスト者は個人的にも社会的にも「キリストの香り」として世に現存している。

b) 見通し

これらの評価は「交わり」と「奉仕」と「証し」の三重の理念によって導かれた教会の現存の意義を追求することから生れたものである。しかし、この草案は純粹に神学的な観点からの理論に重点が置かれており、『現代世界憲章』の原案には適切でないと判断された。そうして、テキストは叙述のアクセントを教皇ヨハネ23世の回勅、『マーテル・エト・マジストウラ』⁽¹⁵⁰⁾と『パーテム・イン・テーリス』⁽¹⁵¹⁾に従って、現代の人々によりよく訴えうるものにするように求められた。しかし、我々はこの草案に見られる「教会の現存」の意義の追求は後のテキストにおいても見逃すことはできないであろう。キリスト者の現存と愛の実践とは、世界のなかにある教会の現存とその使命全体のなかで把握されるであろう。キリ

スト者の生活の内的な深化と外的な活動による広がりとは緊密に結合されるべきものである。こうしてキリスト者の生き方も単に「倫理秩序」との関わりよりも、むしろキリストの啓示に基づくより福音的な「証し」の使命として括えられる。とくに、すべての人々に対する「兄弟愛」が強調されてゆく。

ところで、以後の草案のなかではどのような要素が加えられるだろうか。あるいはどのような要素が補正されてゆくだろうか。

(i) 今までの草案では、「神の像」としての人間の創造と全人類一致の現象を見ているが、まだキリストの復活秘義を中心とした救済的な側面が深められる必要がある。

(ii) このキリストの復活秘義に基づくすべての人間の一致と全家族的な性格が追求されよう。

(iii) またキリスト教的な愛の実践が日常生活のなかによりよく位置づけられるために、具体的な問題における人間の連帯性と協力がより強調されるであろう。

(iv) 『現代世界憲章』の中心概念として、まだ「世界」の意味と「世界と教会との関係」の理解が明確にされる必要がある。

(v) この草案の「結論」(第29条)で述べられている終末論的な観点は救いと証しとの関連でテキスト全体に敷衍されるであろう。ちなみにこの「結論」では次のように述べている。「キリスト者は地上での巡礼をつづけながら、神と人々との連帯性のうちに自己を建設する」⁽¹⁵²⁾。つまりキリスト者は愛の力によって救いのために奉仕するように、それによって普遍的な王であるキリストの国が全世界の子らのうちに実現するように、その証しの使命を果すのである。

予備的考察

我々は、『現代世界憲章』の成立過程を通じて示された公会議の精神と教会の自己理解のなかからキリスト教倫理の方向性をさぐり、キリスト教的な愛を究明しようとしている。ずいぶん煩雑な作業ではあるけれども、第一段階でのテキストを分析し終えたいま、まだその動向を論述するまでには至っていないが、我々は今の段階で少なくとも次のことは言えると思う。教皇ヨハネ23世の公会議開催の意図と公会議教父たちの考え、そして今分析したテキストから明らかにされた大きな流れは、教会の宣教的また司牧的態度の表明と「神の似姿としての人間」の理解およびキリストの証しとしての教会の現存の意義に関する問題意識である。これらの問題意識からキリスト教的な愛の理解も追求されている。我々はまだ細かな論点に触れることはできないが、これらの問題意識のなかから明らかになりつつあるキリスト教倫理の方向性をさぐり、予備的考察を試みておこう。すでに本論の「展望」において、いくつかの点は指摘されているので、いまそれらの諸点をも念頭におきながら、より総合的に方向性を示唆することになろう。

a) 教会の宣教的また司牧的態度から。

先ず、教皇ヨハネ23世が公会議を開催する意図やその意図を受けての公会議教父たちの根本的な姿勢のなかに明らかなように、この公会議が追求しているのは、教会の宣教的また司牧的な精神と態度である。この教会の態度はキリスト教倫理にどのような方向を与えたのだろうか。教会が自己認識しているのは、「世界」に開かれた態度である。この態度はキリストによる救いがすべての人に宣べ伝えられなければならないという、イエズス・キリストの宣教命令の再認識に由来している。この救いの福音を宣べ伝えるという使命の自覚は、この「世界」に生きている現代人にも通用するキリスト教倫理を確立するようにながすすものである。

そこで、教会の統一ある全体的な姿勢は、過去になしたような、誤謬を教えあげる「断罪主義」の態度を撤回することであった。この明確な姿勢は倫理の個々の問題に触れるまえに、キリスト教倫理を新しい方向に向かわせる根本的なことであるといえよう。すでに見たように、断罪主義からの倫理のアプローチと叙述は、『倫理秩序について』および『キリスト教倫理秩序について』や議案 XVII の過程で消去されてしまった。しかし、明記しておかなければならないのは、「断罪主義」の態度から「司牧的」な態度への変化によって、「倫理秩序」の問題も解決されたのではないということである。「倫理秩序」の意味内容や再解釈をめぐる議論は、公会議後に残され、規範の普遍性の問題やそれとの関連で提起される神の問題として論議されるであろう。

ところで、宣教的また司牧的態度はキリスト教倫理をどのように性格づけるのか。教会はキリストによる救いの実現のなかに生き、その救いを人々に伝える使命を有している。そこに教会の存在理由がある。この存在理由の認識から生ずる態度は、たとえ今罪の状態にあってもキリストに近づこうと求めている人々を教会の門前で追い払ったり、一度教会を離れている人々を神との和解の道から遠ざけて救いの可能性を閉じないことである。肯定的に表現すれば、B・ヘーリングが提唱しているように、キリスト教倫理を悔い改めと回心——継続的な回心——の倫理として確立することである。つまり、人を罪や道徳的窮境のなかに閉じ込めてしまうことなく、悔い改めの機会をつねに与え、救いへ導く福音として提示することである。誰でも救いを必要としている人間だからである。

b) 「神の似姿としての人間」の理解から。ところで、「世界に開かれた教会」の態度から提起されたもう一つの重要な点は、教会と世界に共通な問題としての「人間」である。公会議はこの人間、しかも「より適わしい人間」を聖書の根本思想である「神の似姿としての人間」から理解しようとする。また、この人間の理解の中核にイエズス・キリストとの関係が提示されるのである（とくに、議案 XVII—B）。「神の似姿としての人間の

理解は、キリスト教倫理にどのような要素を提供するだろうか。

先ず、創造の秩序と救済の秩序との統一性が神の像である人間・イエズス・キリストのうちに見られるところから、倫理はキリストを中心とする人間の倫理として把握される。しかし、キリストの秘義の追求はまだ後の草案に俟たなければならない。

次に、より明確にされつつあるもう一つの点は「召命 (vocatio)」の考えである。我々が分析したテキストのなかで、それは初めから重要な概念として使用されている。この概念と関連して、神と人との関係がキリストによる「神の似姿としての人間」の回復（議案 XVII—B, ルーヴェン草案）や「新しい契約」の思想のなかで明示的に述べられ、より人格的な関係として理解する道が開かれている。神とキリストをただ「律法の授与者」とする見方はなくなったが、ここでも「法」の意味の追求がまた残されているのである。

更に、この人間の召命は世界のなかで生きる人間として、「歴史的存在」としての人間理解からも考察されなければならない。この「歴史的」な視点は、すでに分析したテキストのなかで、「新しい契約」の確立者であるキリストや聖霊のわざを通じて「聖化しつつある旅人 (viator sanctificationis)」としての人間の理解のなかに垣間見られる。しかしまだ充分な展開は見られない。我々は、創造と救済の秩序のなかで、神と人との「人格的」な関係を理解するのに、「歴史的存在」としての人間の観点は根本的なことであると考え。救いを必要としている人間は、創造と救済の秩序のなかであって、キリストを通じて到来した「召命」に対して、特定の時間的、場所的また文化的な状況のなかで人格的な決断（信仰）をもって応答してゆく歴史的存在なのである。この「人格的」また「歴史的」存在は、後のテキストにおいて、神との関係と世界との関係を開示してゆくキリストの秘義——受肉・十字架・復活——から、より深く理解されるであろう。

c) キリストの証しとしての教会の現存から。公会議は世界における

教会の現存の意味を探求している。その意味は教会が「異邦人の光」であるキリストの光として現存し、先に述べた救いの福音の普遍性に由来する宣教的使命を有することと関連している。この現存の意味の追求からはどのような方向がキリスト教倫理に与えられるだろうか。

先ず、教会の現存の意味は、「現世」の積極的な評価と関連づけられている。教会の使命はこの世との深い関わりのなかにある（ルーヴァン草案）。草案の作成過程で、自然と超自然との二分離的な視点は斥けられてゆく。しかし、それは決して、この問題が解決されたという意味ではない。まだ、「現世」と「永遠」との終末論的な困難は残されている。ただ、現世の評価によって指摘すべき重要なことは、すべての人々とのキリスト者の「連帯性」である。この認識は「信徒」と「善意の人々」との協力の必要性として叙述されているだけで（議案 XVII—B, ルーヴァン草案）、まだ十分な展開を見せていない。しかし、この連帯性の認識は、「神の似姿としての人間」の社会性に基づく「人類共同体」とか「全人間家族」と呼ばれる「人間の世界建設」という課題を担う責任の倫理の道を開くであろう。この道は、教会の現存の意味から見れば、三重の福音的な現存——「交わり (koinonia)」と「奉仕 (diakonia)」と「証し (martyria)」——に基づく現世でのキリスト者の生き方であると考えられる。

また、我々は「現世」と「永遠」との狭間に生きている存在として、先に述べた人間の「歴史的」側面を考えると、「典礼」の意味を忘れてはならない（ルーヴァン草案）。この典礼は教会の現存の意味とキリスト教生活の秘跡的性格をよりよく示してくれる。キリスト教倫理の固有性はこの秘跡的な性格のうちにも見られるのである。とくにキリストを中心とする倫理というとき、我々はこの秘跡的な性格を見逃してはならない。世におけるイエズスのできごとと復活の秘義なしには、愛と和解あるいは救いの啓示はあり得ないのであり、そのイエズス・キリストのできごとの一回性は、教会の秘跡を通して実現するキリストの復活秘義の「記念 (anamnesis)」のうちに現実化されてゆくからである。後の草案のなかで、キ

リストの復活秘義と「兄弟的な世界の建設」というキリスト者の使命が内的に結合されるであろう。キリストの秘跡的現存における一致—— *esse in Christo, vivere in Christo*——はまた、真に人との出会いを可能にし、兄弟の必要性に目を開かせるのである。キリストにおける神との出会いは、人間と世界に対する新しい関係を開示するからである。

d) 以上のような三つの観点からの素描は、以後の草案の分析を通じてなお深められる必要がある。とくにキリスト教的な愛は、「神の似姿としての人間」の理解と世界における教会の現存の意味から見なおされなければならない。我々が分析したテキストのなかでは次のような方向性が示されていた。まず、キリスト教的な愛の掟は福音的な勧告の特別の道と区別されるべきである。次に、隣人を神のために (*propter Deum*) 愛するという二つの愛の秩序づけが再考される必要がある。また、現世の積極的な評価と世界における教会の使命の認識からくる日常生活における愛の実践は、すべての人の「聖性への普遍的召命」の観点からも重要視されなければならない。我々はこれらの諸点とキリスト教的な愛についての詳論をより後の機会にゆずることとする。

付録 1：議案 XVII—A

XVII—A—1

—*De Admirabili Personae Humanae Divina Vocatione et Ordinatione.*
(*Textus propositus a H. Lio, O.F.M., febr. 1963*)

1. *Introductio.*
2. *Dignitas naturalis et supernaturalis personae humanae.*
3. *Donum libertatis.*
4. *Mysterium nostrae salutis.*
5. *Exsistentia et natura ordinis moralis.*
6. *Ordo et gratia Christi.*
7. *Ecclesiae munus.*

XVII—A—2

—Constitutio Dogmatica: De Ordinatione Personae Humanae secundum Fundamentalia Principia et Applicationes. (H. Lio, O.F.M., 20, febr. 1963)

Prooemium:

1. Ecclesia lumen gentium etiam quoad res morales.
2. Ratio et momentum huius Constitutionis Concilialis.

Cap. I: De Admirabili Ordinatione et Vocatione Personae Humanae secundum Deum.

3. Cognitio et agnitio Dei, ut fundamentum.
4. De admirabili universi et hominis creatione.
5. De admirabili personae humanae divina ordinatione.
6. De supernaturali personae humanae elevatione et ordinatione.
7. Mysterium et magnitudo huius vocationis supernaturalis.
8. Supernaturalis beatitudo personae humanae.
9. Peccatum originale et redemptio personae humanae.
10. Vocatio omnes semper urgens.
11. Vocatio sequenda secundum ordinem moralem.
12. Fundamentum ordinis moralis.
13. Christus et ordo moralis.
14. Ecclesiae Christi et ordo moralis.
15. Characteres ordinis moralis christiani.
16. Donum libertatis personae humanae.
17. Norma moralis.
18. De lege naturali.
19. De necessitate gratiae divinae.
20. De conscientia morali.
21. De peccato.
22. De necessitate paenitentiae christianae.
23. De valore et momento caritatis christianae.

XVII—A—3

—De Admirabili Hominis Vocatione. (J. Daniélou, 8, mar. 1963)

1. Magna hominis dignitas natura sua ad Deum ordinati.
2. Persona humana ut individua et socialis.
3. De unitate et diversitate naturae humanae.
4. De dominio rerum corporalium.
5. Mysterium nostrae elevationis ad ordinem supernaturalem.
6. De convenientia ordinis supernaturalis.
7. Finis supernaturalis est unicus finis ad quem, etiam post peccatum, homo ordinatus manet.
8. Gratia perfecit naturam.
9. De peccato originali.
10. De missione Filii Dei.
11. De hominis in Christo restauratione et glorificatione.
12. De viatorum sanctificatione.
13. De valoribus humanis per gratiam redemptis.
14. De caelesti beatitudine.
15. De exspectata resurrectione.
16. De aeterno regno.

XVII—A—4

—Constitutio: De Ecclesiae Praesentia et Actione in Mundo Hodierno
(E. Lio et J. Daniélou, 30, mar. 1963)

Prooemium generale:

1. Ecclesia presens et positive conferens ordini temporali.
2. Humanitatis progressus et incerta fluctuatio.
3. Mutua vitalis necessitudo inter Ecclesiam et terrestres itae bona.
4. Laicorum praesertim et hominum bonae voluntatis munus.

Caput Primum: De admirabili vocatione hominis secundum Deum.

1. De vocatione hominis.
2. De dignitate personae humanae.
3. De persona humana ad Deum natura sua ordinata.
4. De persona humana in relatione ad alios.
5. De dominio rerum corporalium.
6. De unitate naturae humanae.

7. De diversitate naturae humanae.
8. Mysterium nostrae elevationis ad ordinem supernaturalem.
9. De peccato originali.
10. De missione Filii Dei.
11. De valoribus humanis per gratiam redemptis.
12. De caelesti beatitudine et exspectata resurrectione.
13. De aeterno regno.
14. Vocatio omnes semper urgens.
15. Vocatio obtinenda secundum ordinem moralem.
16. Fundamentum ordinis moralis.
17. Christus et ordo moralis.
18. De primatu charitatis Christi.
19. De lege naturali.
20. Characteres ordinis moralis christiani.
21. Donum libertatis personae humanae.
22. De necessitate gratiae divinae.
23. De peccato.
24. De conscientia morali.
25. Cum Ecclesia sentientes et operantes.

付録 2：議案 XVII—A の構成

XVII—A—1	XVII—A—2	XVII—A—3	XVII—A—4
n. 4		n. 1	n. 1
2		2	2
1	3	1	3
		2	4
		4	5
2		3	6
2		3	7
		5	8
		9	9
		10	10
		13	11
		14, 15	12

		16	13
4	10		14
5	11		15
5	12		16
6	13		17
6	23		18
6	18		19
5	15		20
3	16		21
6	19		22
	21		23
7	20		24
8	14		25

※ この構成表は XVII—A—4 を中心にして A—1, A—2, A—3 との関係を示すものである。

付録 3 : 議案 XVII—B

XVII—B—1

—Schema: De Ecclesiae praesentia et actione in mundo hodierno.
(Commissione Mixta, 7, mai 1963)

Prooemium:

1. "Missionem continuans Filii Dei..."
2. "Hoc humanum genus..."
3. "Postquam S. Synodus egit de mysteriis Ecclesiae..."

Caput I: De admirabili vocatione hominis secundum Deum.

1. De dignitate naturali personae humanae.
2. De unitate et diversitate naturae humanae.
3. De mysterio elevationis et vocationis supernaturalis.
4. De missione Filii Dei.
5. De ordine morali in dignitate personae humanae fundato.
6. Gratia Christi et ordo moralis.
7. De beatitudine regni aeterni.

XVII—B—2

—De admirabili vocatione hominis seundum Deum. (20, mai 1963, Commissione Mixta)

1. De dignitate personae humanae.
2. De unitate et diversitate naturae humanae.
3. Mysterium elevationis ad ordinem supernaturalem.
4. De imagine Dei peccato obsculata.
5. De restauratione imaginis Dei in Christo.
6. De restauratione imaginis in hominibus.
7. Ecclesiae competentia in vita temporali et iure naturali.
8. Ordo morum est obiectivus, ipsi tamen naturae hominis non extraneus.
9. Ecclesiae munus.

XVII—B—3

—De Praesentia Efficaci Ecclesiae in Mundo Hodierno. (Commissione Coord., 4, iun. 1963)

Prooemium:

“Postquam Sancta Synodus egit de mysterio Ecclesiae...”

Caput I: De admirabili vocatione hominis.

1. De dignitate personae humanae.
2. De unitate et diversitate naturae humanae.
3. Mysterium elevationis ad ordinem supernaturalem.
4. De imagine Dei peccato deformata.
5. De restauratione imaginis Dei per Christum.
6. De restauratione imaginis in hominibus.
7. De Ecclesiae munere in vita temporali.
8. Lex naturalis est obiectiva, ipsi tamen naturae hominis non extranea.
9. Finis legis amor Dei et proximi.
10. De conscientia.
11. Ecclesiae munus.

付録 4：議案 XVII—B の構成

XVII—A—4	XVII—B—1		XVII—B—2	XVII—B—3
	(1)	(2)		
n. 1, 2, 3, 4, 5	n. 1	n. 1	n. 1	n. 1
6, 7	2	2	2	2
8, 9	3	3 a	3	3
		3 b	4	4
10, 14	4	4 a	5 a	5
			6	6
			7	7
15, 21, 16, 19, 24	5	5cde	8	8
17, 22, 11, 18, 23	6	6 d	9	9
		5 e	8	10
25			10	11

※ この構成表は先ず XVII—A—4 と XVII—B—1 (1) の関係を示す。

※ 次に XVII—B—3 を中心として、B—1 と B—2 の関係を示す。

付録 5：議案 XVII—ルーヴァン草案

—*Adumbratio Schematis XVII:*

De Activa Praesentia Ecclesiae in Mundo Aedificando.

(Louvain, 22, sept. 1963)

1. Prooemium: “Mysterio intimo Ecclesiae fidelibus...”

I. De Ecclesiae Propria Missione.

(A: De evangelizatione mundi)

2. De munere Evangelium proclamandi.

3. De libertate fidei.

4. De pauperum evangelizatione.

5. De homine ut imagine Christi.

6. De praesentia Ecclesiae in mundo per suam constitutionem.

(B: De Ecclesiae influxu in ipsam ordinem mundanum)

7. Ecclesia ad bonum mundi confert.

8. De fructibus huius laboris.
9. De dignitate hominis agnoscenda.
10. Bona creata grato animo accipienda.
11. Testimonium Scripturae.
 - II. De Mundo Aedificando.
 - (A: De autonomia mundi)
 12. Principium distinctionis statuitur.
 13. De labore hominum in mundo.
 14. De mutuo amore.
 - (B: De unificatione mundi)
 15. De nova conscientia unitatis.
 16. De huius phaenomeni diffusionem.
 17. De phaenomeni significationem.
 18. De bonorum terrestrium ambiguitatem.
 - III. De Officiis Ecclesiae erga Mundum.
 - (A: De munere testificandi)
 19. De testimonio pro veritate et vita.
 20. Doctrina de intimo rerum sensu.
 21. Doctrina de hominis sublimi vocatione.
 22. Doctrina de peccato et redemptione.
 23. Doctrina de ordine morum.
 24. De dictame conscientiae.
 - (B: De servitio caritatis et communionem)
 25. De unica caritate erga Deum et proximum.
 26. De caritate et iustitia.
 27. De caritate in vita quotidiana.
 28. De communionem cum omnibus.
 29. Conclusio.

注

1. 教会のイメージの変化は公会議によって問われた教会の自己理解と関わっている。その変化は一つの「改革」である。次を参照。H. Kūng, Konzil und

- Wiedervereinigung, Wien-Freiburg-Basel 1960 (1962, 4, Aufl.), 主に 22—37. また公会議公文書における「改革」の用語に関して, L.J. O'Donovan, “Was Vatican II Evolutionary? A Note on Conciliar language”, in: ThSt 36 (1975), 493—502.
2. 以下, 本稿において第二バチカン公会議を公会議と記する。
 3. Y.M.-J. Congar, Report from Rome. On the first Session of the Vatican Concil, (tr. by A. Manson), Liverpool and London 1963 12.
 4. K. Rahner, “Towards a fundamental theological interpretation of Vatican II”, in: ThSt 40 (1979), 716—727, 717.
 5. K. Rahner はこの「世界教会」としての教会理解に基づいて, 教会の歴史を神学的に見て次の三つの大きな時期に分類している。(1) ユダヤ・キリスト教の短い時期。(2) 異文化圏, すなわちヘレニズムおよびヨーロッパ文化・文明のなかにある教会の時期。(3) 教会が全世界に及ぶ時期。これらの三つの時期はキリスト教とその教説にとって, それぞれ本質的に異なる歴史神学的な状況を呈している。公会議による教会理解はこの第三の時期にあって, その典型的な例をラテン語の典礼から母国語の典礼への移行に見ることができる。かれはそこに, ラテン語による思想世界から総ての全世界領域への思想変遷の新しい時期の象徴を見ている。上掲書, 721—724参照。また, 沢田昭夫「第二バチカン公会議」南山大学監修『歴史に輝く教会』(公議解説叢書会Ⅵ), 中央出版社, 昭44, 281—317頁をも見よ。
 6. 日本語訳で『現代世界憲章』と通称される公文書は, 正確には「現代世界における教会に関する司牧憲章 (Constitutio Pastoralis de Ecclesia in Mundo Huius Temporis)」である。本稿でも見るように, この文書の表題は, 他の公文書と異なり, 幾度も変えられる。ラテン語で表現されている一つ一つの語が公会議で論じられた神学的な理解を示しているといえる。本稿ではそれらの理解を念頭に置きつつ, 通称『現代世界憲章』を使用する。
 7. F. Houtart, “Le Schéma 13 sera-t-il plus d'origines permanents?”, in: NRTh 87 (1963), 849—856, 851.
 8. 公会議後にとくに注目された倫理神学の議論のテーマとして, 倫理規範, 自然法, キリスト教倫理の自己同一性あるいは固有性, 信仰と自律性の問題がある。それぞれの問題について詳しくは次を参照せよ。Ch. E. Curran, R.A. McCormick (ed. by), Readings in Moral Theology No. 1: Moral Norms and Catholic Tradition, New York-Ramsey-Toronto 1979; Id., Readings in Moral Theology No. 2: The Distinctiveness of Christian Ethics, New York-Ramsey 1980; F. Böckle und E.-W. Böckenförde (hrsg. von), Naturrecht in

- der Kritick, Mainz 1973; S. Bastianel, *Autonomia Morale del Credente*, Brescia 1980.
9. 拙稿「倫理神学における『キリストに従うこと』の意義」、『南山神学』第5号(1982年7月), 41—75頁参照。
 10. プロテスタントおよびカトリック教会の倫理神学の動向の紹介として, M. Honecker, “Thendenzen und Themen der Ethik”, in: *Theologische Rundschau* 47 (1982), 1—72。また性倫理に関して, B. Häring, “25 Jahre katochoe Sexualethik”, in: *StMor* XX/1 (1982), 29—66。
 11. G.V. Lobo, *Moral Theology Today: Christian Living according to Vatican II*, Bangalore (India) 1980。
 12. C.H. Peschke, *Christian Ethics Vol. I: A Presentation of General Moral Theology in the Light of Vatican II*; Alcester and Dublin 1975 (3. ed. 1979); id., *Vol. II: A Presentation of Special Moral Theology in the Light of Vatican II*, Alcester and Dublin 1978。
 13. この条項に見られる倫理神学の刷新に関して次を参照。J. Fuchs, “*Theologia moralis perficienda: votum Concilii Vaticani II*”, in: *Periodica* 55 (1966), 499—548; J.G. Ziegler, “*Moraltheologie nach dem Konzil: Moraltheologie heute und die Erneuerung der Kirche*”, in: *ThGl* 59 (1969), 165—191; B. Häring, *Moralverkündigung nach dem Konzil*, Frankfurt am Main 1966。
 14. Ph. Delhay は『教会憲章』と『教会の宣教活動に関する教令』を掲げている。Ph. Delhay, “*L’Utilisation des textes de Vatican II en théologie morale*”, in: *RThLou* 2 (1971), 422—450; id., *Discerner le bien du mal dans la vie moral et social: étude sur la morale de Vatican II*, *Esprit et Vie* 1979。かれはキリストを中心として, 「人間化 (humanisation)」と「神化 (divinisation)」の二つの柱をもって, 公会議の倫理を位置づけようとする。
 15. 日本語訳は, 南山大学監修『公会議公文書』(全集公会議解説叢書Ⅶ), 中央出版社, 昭44を使用する。
 16. 1969年までに発表された『現代世界憲章』のテキスト, 翻訳, 注解書や研究論文は次に掲げられている。Ph. Reymond, “*Bibliographie zur Pastoralkonstitution ‘Die Kirche in der Welt von heute’ und zur Weltkonferenz ‘Kirche und Gesellschaft’*”, in: *Kirche im Umbruch der Gesellschaft*, Hrsg. von H. Stirniman, Freiburg 1970, 105—132, 106—119。
 17. 資料収集のために, ラ・チビルタ・カトリカ (*La Civiltà Cattolica*) の図書館長が R. Tucci 師の貴重な資料を快く提供して下さったことに感謝の意をあらわしたい。以下の注においてそれらの資料には [Civ. Catt.] と明示する。

18. 我々は主に次の注解書を参照する。La Chiesa nel Mondo Contemporaneo, pres. di Mons. E. Guano Torino 1966 (3. ed. 1968); H. Vorgrimler (hrsg. von), Das Zweite Vatikanische Konzil, Dokumente und Kommentare, Bd. III, in: LThK, (2. Aufl., 1968), Freiburg, 241—592; id., Pastoral Constitution on the Church in the Modern World, (tr. by W.J. O'hara) (Commentary on the documents of Vatican II, Vol. V), New Ybrk 1969; L'Eglise dans le Monde de ce Temps, Tome I-III, (Unam Sanctam, 65a—c), Paris 1967; G. Baraùna (dir. da), La Chiesa nel Mondo di Oggi, Studi e commenti intorno alla Constitutione pastorale 'Gaudium et spes', Firenze 1966; id., L'Eglise dans le Monde de ce Temps, Etudes et commentaires autour de la constitution pastorale 'Gaudium et spes' avec une etude sur l'encyclique 'Populorum progressio'; Vol. 1—2, Bruges 1967/1968; E. Chiavacci, La Gaudium et Spes, Roma, 1967; 南山大学監修『世界に開かれた教会』(公会議解説叢書 I), 中央出版社, 昭43.
19. "De Ordine Morali", in: Acta et Doumenta Concilio Oecumenico Vaticano II Appartando, (以下, A.D.C.V. II と略記する) Series II, Praeparatoria, Vol. 3, Pars I Typ. Poly. Vat. MCMLXIX 24—53.
20. "Schema Constitutionis Dogmaticae de Ordine Morali Christiano", in: Acta Synodaria Sacrosancti Concilii Oecumenici Vaticani II, Vol. I, Periodicus Prima, Pars IV, (以下, A.S.S.C.V. II と略記する) Typ. Poly. Vat. MCMLXXI 695—717.
21. "De Praesentia Efficaci Ecclesiae in Mundo Hodierno" [Civ. Catt.]
22. Adumbratio Schematis XVII: De Activa Praesentia Ecclesiae in Mundo Aedificando, [Civ. Catt.]
23. Schema: De Ecclesia in Mundo Huius Temporis, in: A.S.S.C.V. II, Vol. III, Periodicus Tertia, Pars V, Typ. Poly. Vat. MCMLXXXV, 116—141, 147—158.
24. Disceptatio: Constitutio Pastoralis De Ecclesia in Mundo Huius Temporis, in: A.S.S.C.V. II, Vol. IV, Periodicus Quartus, Pars I, Typ. Poly. Vat. MCMLXXXVI 435—475.
25. Constitutio Pastoralis de Ecclesia in Mundo Huius Temporis, in: A.S.S.C.V. II, Vol. IV, Periodicus Quartus, Pars VIII, Typ. Poly. Vat. MCMLXXXVIII, 733—765.
26. 教皇ヨハネ23世は、1959年1月25日、すなわち教会一致の祈禱週間の最終日にローマの聖パウロ大聖堂でのミサ後、近隣の聖ベネディクト会修道院で、公会

議開催の意図を初めて明らかにした。AAS 51 (1959), 65—69, そのときには、教会法の改正が大きな目的であつと思われる。

27. Const. Apost. "Humanae salutis" (25, dic, 1961), in: AAS 54 (1962), 5—13: 浜寛五郎訳「第二バチカン公会議召集の大勅書」, 南山大学監修『歴史に輝く教会』, 中央出版社, 昭44, 321—327頁参照。R. Tucci, "Introduzione storico-dottrinale alla Costituzione Pastorale 'Gaudium et spes'", in: La Chiesa nel Mondo Contemporaneo, Torino 1968 (3. ed.), 17—134 19. (以下, R. Tucci と略記する)
28. AAS 54 (1962), 678—685; A. Wenger, Vatican II, Chronique de la premiere Session, Paris 1963, 30 (以下, A. Wenger と略記する); R. Tucci, 20.
29. AAS 54 (1962), 785—795; 沢田和夫訳「第二バチカン公会議の開会演説」, 南山大学監修, 上掲書 323—338頁参照, A. Wenger, 39, 51.
30. Ch. Moeller, in: Pastoral Constitution on the Church in the Modern World, New York 1963, I. (以下, Ch. Moeller と略記する)
31. AAS 54 (1962), 822—824; 浜寛五郎訳「すべての人にあてた公会議教父たちのメッセージ」, 南山大学監修, 上掲書 339—342頁参照, A. Wenger, 51—53; R. Tucci, 22—24.
32. 教皇ヨハネ23世の精神と公会議の関係についてのより詳しい研究として, E. Fogliasso, Il Concilio Ecumenico Vaticano II nella vita del Santo Padre Giovanni XXIII, Roma 1962.
33. 中央委員会で検討された71の議案は12の「憲章」, 58の「教令」および1つの種々の問題に関するものであった。G. Caprile (a cura di), Il Concilio Vaticano II, Vol. I, Parte II, Roma 1967, 532 (以下, G. Caprile と略記する) しかし, 通常は70の議案とされる。Ch. Moeller, 2.
34. 神学委員会の構成メンバーおよび準備した議案について, G. Caprile, 18—20 124, 237, 530—532, 556—557, K. Golser によれば神学委員会のなかに協働者として次の倫理神学者たちがいた。L.B. Gillon OP (Angelicum-Roma), J.M. Ramirez OP (Salamanca), F. Hürth SJ (Gregoriana-Roma), Ph. Delhaye (Lille-Löwen), M. Labourdette OP (Toulouse), E. Lio OFM (Antonianum-Roma), G. Gundlach (Gregoriana-Roma), B. Häring C.Ss.R. (Accademia Alfonsiana-Roma), in: Gewissen und Objektive Sittenordnung, Wien 1975, 16.
35. Schema Const. doctrinalis: De ordine sociali, in: Schemata Const. et Decret., Series tertia, Typ.Pol.Vat., MCMLXII 5—44.

36. Schema Const. doctrinalis: De Communitate gentium, in: *ibid.*, 45—66.
37. Schema Const.: De apostolatu laicorum, in: *Schemata Const. et Decret.*, Series quarta, Typ. Pol. Vat., MCMLXIII, 137—173.
38. Ph. Delhaye によれば、この議案は三人の伝統主義者、F. Hürth SJ, L.B. Gillon OP, E. Lio OFM によって準備されたものである。id., “The Contribution of Vatican II to Moral Theology”, in: *Conc. 8/V* (1972), 58; K. Golser, *ibid.*, 17.
39. G. Caprile, *ibid.*, 278—279; Ch. Moeller, *ibid.*, 4—5; K. Golser, *ibid.*, 16—24.
40. De Ordine Morali, n. 5: “Continet autem ordo moralis, prout per gratiam Christi apparet in lege evangelica, omnia quibus homo simpliciter vel facilius vitam aeternam obtineat...”.
41. *Ibid.*, “Insigne eius gloriosum notaque distinctiva et via perfectionis illa christiana, qua fideles a Deo vocati in consiliorum evangelicorum, observatione Christum pauperem, castum, ad mortem usque oboedientem, quam proxime sequi eique quam maxime adsimilari conantur.”
42. Ph. Delhaye, *ibid.*, 59.
43. Card. A. Lienart, “...non satis apparet quod praeceptum caritatis discipulis a Domino traditum, verum sit praeceptum, legi morali anteriori additum et a consiliis evangelicis distinctum”, in: *A.D.C.V. II, Serie II, Praeparatoria, Vol. II, Pars II*, Typ. Pol. Vat., MCMLXVII, 63.
44. “Numerare ergo oportet in contentu ordinis morali post praecepta Veteris Legis et ante consilia Evangelii praeceptum caritatis a Domino edictum, tamquam verum et novum praeceptum, ab omnibus christianis observandum: fundamentale praeceptum Legis Novae Filii Dei”, *ibid.*
45. De Ordine Morali Christiano, n. 5
46. De Ordine Morali, n. 11 et De Ordine Morali Christiano, n. 11: Conscientia signata Christi veritate ac caritate. この議案における「良心」に関する教説と起草者たちの考えについては、K. Golser, *ibid.*, 24—34.
47. n. 15: Falsum adagium de amore criterio moralitatis.
48. Ph. Delhaye, *ibid.*, 59; ここには状況倫理また「新しい倫理」の問題背景があるが、我々はそれには触れない。ただこの議案の起草者の見解は次の書に見ることができる。E. Lio, “Morale Perenne” e “Morale Nuova” nella Formazione ed Educatione della Coscienza, Roma 1979, 特に, 121—257.
49. 例えば, Card. A. Lienart, in: *A. D. C. V. II, Series II, Proeparatoria.*

- Vol. II, Pars II, 62; Card. Döpfner, 64; Card. Alfrink; 74; Card. Montini, 82; Card. Richard, 83.
50. Card. A. Lienart, *ibid.*
 51. Card. J. Döpfner, “...ut concilium sit manifestatio fidei et caritatis Ecclesiae coram populis,” *ibid.*
 52. *Id.*, *ibid.*, 64—65.
 53. *Id.*, “Caritas simpliciter est ‘via perfectionis’ pro omnibus baptizatis,” *ibid.*, 66.
 54. Card. G.B. Montini, *ibid.*, 82.
 55. Card. A. Bea, *ibid.*, 85.
 56. 例えば, Card. P.E. Léger, *ibid.* 81; Card. A. Bea, *ibid.*
 57. B. Häring, “Remarque sur le Schema ‘De Ordine Morali,’” *Etudes et Documents*, No. 7 (28, mars 1963), 1—8.
 58. *Id.*, *ibid.*, 1.
 59. *Id.*, *ibid.*, 2.
 60. *Id.*, *ibid.*, 4.
 61. *Id.*, *ibid.*, 5.
 62. B. Häring の倫理神学の特徴の一つはキリスト教生活の秘跡的性格であることを指摘しておこう。種々の著作のうち一つだけ掲げておく。 *The Sacraments and Your Everyday Life*, Missouri 1976.
 63. Ph. Delhay, *ibid.* 60; E. Lio, *ibid.*, 63, 79.
 64. 各草案の数え方には異論がある。R. Tucci は1963年の1月末の調整委員会で作成された新しい議案リストで「議案 XVII」と呼ばれるものを Text, 1する。*ibid.* 27, しかし, Ch. Moellerによれば, それは Text. 2 である。*ibid.* 7. 我々は R. Tucci に従う。
 65. G. Caprile, *Il Concilio Vaticano II, Primo Periodo 1962—1963, II. Volume*, Roma 1968, 247; Ch. Moeller, 8; A. Wenger, 165—166; R. Tucci, 24.
 66. G. Caprile, *ibid.*
 67. *Id.*, 251—252; A. Wenger, 167.
 68. 貧困の問題は公会議で取り扱われる現代の具体的な社会問題の一つである。例えば, 教会と貧困に関する発言として, Card. G. Lercaro; G. Caprile, 254, 294—295; R. Laurentin, *Bilan de la Première Session*, Paris 1963, 94—95.
 69. G. Caprile, 326—334.
 70. *Id.*, 335.
 71. *De Ecclesia Principiis et actione ad bonum scietatis promovendum*, 1) de

admirabili vocatione hominis secundum Deum, 2) de persona humana in societate, 3) de matrimonio, familia et problemate demografico, 4) de cultura humana, 5) de ordine oeconomico et de iustitia sociali, 6) de communitate gentium et pace; Ch. Moeller, 12; R. Tucci, 26. この議案に合体されたこれらのテーマは最終的草案まで継続される。我々の研究対象は第一章だけである。後に第二章も併合されてゆく。

72. このグループのメンバーの名前は R. Tucci, 27の注13を参照。
73. Constitutio: De Ecclesiae praesentia et actione in mundo hodierno; R. Tucci, 27—28.
74. 信徒たちのリストは R. Tucci, 29注15を参照。
75. R. Tucci, 30.
76. A.A.S. 55 (1963), 257—304.
77. “De universali vocatione ad sanctitatem in Ecclesia”; R. Tucci, 31; この「すべての人の聖性への召命」は、修道生活による特別の召命の先に位置し、キリスト者の生活に新しい方向性を与える。
78. De praesentia efficaci Ecclesiae in mundo hodierno.
79. “Postquam S. Synodus egit de mysterio Ecclesiae...”; R. Tucci は『教会憲章』と『現代世界憲章』との緊密な関係を述べ、後者は前者の延長であり「冠 (coronamento)」であると言っている。17.
80. De Admirabili Personae Humanae Divina Vocatione et Ordinatione: Textus propositus a R.P.H. Lio, OFM, [Civ. Catt.] 付録 I, 議案 XVII—A—1 を参照。
81. Constitutio Dogmatica: De Ordinatione Personae Humanae secundum Fundamentalium Principia et Applicationes, [Civ. Catt.] 付録 1, 議案 XVII—A—2 を参照。
82. De Admirabili Hominis Vocatione, [Civ. Catt.] 付録 I, 議案 XVII—A—3 を参照。
83. Constitutio: De Ecclesiae Praesentia et Actione in Mundo Hodierno, [Civ. Catt.] 付録 I, 議案 XVII—A—4 を参照。
84. Schema: De Ecclesiae praesentia et actione in mundo hodierno, [Civ. Catt.] 付録 3, 議案 XVII—B—1 を参照。
85. De admirabili vocatione hominis secundum Deum, [Civ. Catt.] 付録 3, 議案 XVII—B—2 を参照。
86. De Praesentia Efficaci Ecclesiae in Mundo Hodierno, [Civ. Catt.] 付録 3 議案 XVII—B—3 を参照。

87. 付録 2, 議案 XVII—A の構成を見よ。
88. R. Tucci の手記に基づいて, J. Danielou であると判断する。
89. XVII—A—1 と A—2 は, 「倫理秩序」に関する限りそれほど変化・修正は見られないので, 我々は A—2 を中心に見てゆく。
90. “Ecclesia lumen gentium etiam quoad res morales.”
91. “docentes eos servare omnia quaecumque mandavi vobis.” テキストではここに下線を引いている。
92. 教会の教導職が信仰と倫理に関して權威を有することから来る, この目的は明らかに第一バチカン公会議の教えに由来する。“...ut in rebus fidei et morum ad aedificationem doctrinae christianae pertinentium is pro vero sensu sacrae Scripturae habendus sit,...” (DS 3007) この教えの専門的研究として, A. Riedl, *Die Kirchliche Lehrautorität in Fragen der Moral nach den Aussagen des Ersten Vatikanischen Konzils*, Freiburg-Basel-Wien 1979, 特に, 101—151 を参照。
93. *Vocatio* と *Ordinatio* の二つの用語は E. Lio の倫理の根本概念である。かれはこの二つの用語に第二バチカン公会議による倫理神学の改善のための基本的な原理を見ている。‘*Morale Perenne*’ e ‘*Morale Nuove*, Rome 1979, 67—79.
94. “Ideo omnis persona humana, quaecumque sit, vocatur a Deo ad suam finem supernaturalem consequendum, ad quem etiam post peccatum, quicumque ordinatus manet,” (XVII—A—2, n. 10)
95. “Finis autem ad quem vocavit nos Deus est consequendus secundum normas et media ordinis moralis ab ipso Deo constituto” (XVII—A—2, n. 11).
96. “Christus igitur, qui hominem reparavit, est etiam novus legifer et exemplum totius ordinis moralis” (idid., n. 13).
97. “Et ita Ecclesia, etiam quoad ordinem agendi, est revera lumen gentium sicut heri, ita hodie et in saecula” (ibid., n. 14).
98. “...homo sua ipsa natura ad Deum cognoscendum, serviendum et amandum ordinatur” (XVII—A—3, n. 1).
99. “...ut singularis a Deo vocatur et amatur et ideo vera et aeterna coram Deo dignus est existentia” (ibid., n. 2).
100. *Prooemium generale* (XVII—A—4, n. 1—4).
101. 「人間がなんであるか」という問いは『現代世界憲章』第12条でもすべての人に共通の問いであることを明記しておこう。
102. 以後のテキストで「信徒」および「善意の人々」にアクセントが置かれるであろう。その意味でもこの序文は今後の一つの方向を示している。

103. 付録4, 議案 XVII—Bの構成を見よ。
104. 「神の像としての人間」としての人間理解は、『現代世界憲章』では、よりキリストを中心として展開されるであろう。第12, 第22条参照。XVII—B—3では、第8および第10条を除いて、すべての条項に“*imago Dei*”かそれに類する用語が見られる。
105. “*Com bonum societatis humanae tantum ratione habita vocationis personae a Christo revelatae plene promoveri possit*” (XVII—B—3, n. 1).
106. “*hanc doctrinam quasi summam totius vocationis humanae...*” (ibid.). XVII—B—3で初めて使用される表現である。
107. “*nominatim,*” XVII—B—2, B—3で使用されるこの用語は、神と人間との人格関係の親密さを示すと思われる。
108. “*ad Deum et ad fratres et ad mundus*” (XVII—B—2, B—3)は神と人間と世界とが人間の召命のなかで結合されてゆく方向を示す。
109. “*Quae sociabilitas imprimis in communitate familiae exprimitur, ubi vir et mulier, in eadem dignitate constituti, ad invicem et ad filios ordinantur actissimo amoris personalis vinculo*” (XVII—B—2, B—3, n. 1).
110. “*Homo, enim, ad imaginem Dei creatus, naturale gerit desiderium felicitatis quod plane quiescere non potest nisi perfecta Dei possessione depta, quae in eius visione ac dilectione consistit*” (XVII—B—3, n. 3).
111. XVII—B—2の“*in Christo*”はXVII—B—3で“*per Christ*”と修正され次の第6条の“*in hominibus*”との関係をより明瞭にしている。
112. “*exemplum servituti et amoris erga fratres...*” (XVII—B—3, n. 5).
113. “*novi mundi fundamentum*” (ibid.)
114. “*Oportet enim ut homines iam in baptismo configurati passioni et resurrectioni Christi, mortificationem eius manifestent in corporis suis, ut vita Iesu manifestetur in eis*” (ibid., n. 6).
115. “*Vita ergo christiana temporalem includit vitam, sicut conatus nostri ad melius conformandum nos Deo per ipsa terrestria opera exercentur. Homo enim finem suum consequitur conformans se legi naturae et supernaturali vocationi*” (ibid., n. 7).
116. XVII—B—3にこの草稿の基本的な考えについての説明文が付加されている。“*Introduitur Schema XVII, necnon et caput I: de admirabili vocatione hominis.*”
117. “*Denique Christus gratia sua communivit totius ordinis adimpletionem. Nam sine Ipso nihil facere potest persona humana*” (XVII—A—1, n. 6).

118. “quasi synthesis omnis moralitatis” (XVII—B—2, B—3, n. 9).
119. “Unde etiam praecepta positiva sunt quasi explicationes vel applicationes exigentiarum amoris” (ibid.)
120. “Unde alia praecepta, quae ad diversas virtutes pertinent tantum explicant quae ab amore postulantur, et sine quibus esse non potest” (XVII—B—3, n.9).
121. XVII—B—3 に付加された説明文参照。
122. 隣人を「神のために (propter Deum)」愛するという伝統的な考えについては次を参照。J. De Jong, *A New Commandment. The Unity of love of Neighbor and love of God in Recent Theology*, Wisconsin 1974, 9—13; R. Russo, “La carità nella prospettiva dell’ uomo ‘persona in Cristo.’” in: *Asprenas* 22 (1975), 34—66, 特に, 37—39.
123. XVII—B—3 の草稿の説明文に次のように述べられている。 “Esse ad imaginem Dei, hoc est quo fundatur dignitas personae humanae et a quo definitionem suam accipit, unitatem etiam genericam in diversitatibus humanis.”
124. 43行からなる序文のなかに「全人間家族」, 「すべての善意の人々」等の「人間」に関する用語が18回も使用されているのも注目に値しよう。
125. *Adumbratio Schematis XVII: De Activa Praesentia Ecclesiae in Mundo Aedificando*, 付録 5, 議案 XVII—ルーヴァン草案を見よ。Ch. Moeller は, この草案を “Interim Text A” または, “the Malines text” と呼ぶ。Id., 17—19, 21—27.
126. *AAS* 55 (1963), 474.
127. *Ibid.*, 612.
128. *Ibid.*, 570—578.
129. *Ibid.*, 618—627.
130. 後に詳しく見るように, 公会議の第二会期から「対話」に関する発言が多くなる。この「対話の姿勢」が議案 XIII を最後まで強力に引っばってゆく。
131. *Relatio, Schema XVII: de praesentia efficaci ecclesiae in mundo hodierno* (4, VIII, 1963), [Civ. Catt.]; R. Tucci, 36—38; G. Caprile, 466.
132. R. Tucci, *ibid.*, 39—41; Ch. Moeller, *ibid.*, 21—22; Ch. Moeller はこの草案を作成した神学者たちの名前を次のように挙げている。Mgrs. Cerfaux, Philips, Prignon, Canons Delhayé, Thils, Dondeyne, Moeller, Frs Congar, K. Rahner, Rigaux, Tucci.
133. “Notes sur le Schéma 17 à élaborer” (7, IX, 1963), [Civ. Catt.] この記録

は上記の神学者たちの意見をまとめたものである。

134. Y.M.-J. Congar, "Adimadversiones generales super Schemata: De Praesentia et actione Ecclesiae in mundo hodierno" (Roma, 17, V, 1963), [Civ. Catt.]; id., "Propositions en vue de la révisions demandée de Schema XVII" (7, IX, 1963), [Civ. Catt.]
135. また、同じ考えは、id., Report from Rome. The first Session of the Vatican Council, Liverpool and London 1963, 22—23, 75, 83. にも見られる。
136. この草案で初めて「世界に対する教会の任務について」の章がもうけられる。それは『現代世界憲章』の第一部、第4章「現代世界における教会の任務」に発展するであろう。
137. "simul etiam universos bonae voluntatis homines..." (n. 1).
138. "huius mundi, ex quo Dominus populum suum ad Regnum Dei congregat, et in quem ad testimonium Evangelii disseminandum discipulos suos mittit" (ibid.)
139. "ut idem mundus exinde renovatur atque transfiguretur" (ibid.)
140. "...ut Deus, fidelium Pater, in toto orbe terrarum promissionis suae filios, diffusa adoptionis gratia, multiplicat" (n. 2).
141. 人類の統一性と神を見出しうる可能性を述べるために引用される『使徒行伝』17, 25—27は、前草案のなかでも見られた。XVII—A—3, n. 3; A—4, n. 7; XVII—B—2, B—3, n. 2. また『現代世界憲章』第24条。
142. "tum per testimonium et vitam populi Christiani, omnium mentes illuminat de intimo sensu et ultimo fine mundi et hominis, necnon de naturali et voluntaria totius humani generis cohaesione" (n. 20).
143. "De autonomia mundi" は、『現代世界憲章』の第36条を含む第3章「世界における人間活動」の内容へと発展する。Ch. Moeller, 24.
144. XVII—B—3, n. 8, 9, 10.
145. 「召命」の概念は最初の草案から最終案まで、この議案を導いてゆく基礎概念であることを明記しておこう。
146. "proclamando caritatem christianam ut vinculum perfectionis" (n. 23); XVII—B—3, n. 10.
147. "Primum opus caritatis est iustitia..." (n. 26).
148. "bonus odor Christi ubique diffutur in vitam" (n. 27) 「私たちは、救われる者にとっても滅びる者にとっても、神に対するキリストのかおりである」(II, コリ 2, 15)。
149. 議案 XVII のなかで、「人間」ということばの重みが注目される。「人間社会

「人間の世界」, 「人間家族」等に見られる人間の意味の認識は重要な課題である。

150. A.A.S. 53 (1961) 401—464.

151. すでに XVII—B—3 の第 2 章, *De persona humana in societate* はこの 2 つの回勅の内容の要約になっている。

152. “*Christiani in terrestri sua peregrinatione continuo in diversas sollicitudines, pro Deo et pro hominibus, se distrahi experiuntur. ..., sed virtute amoris ad servitium salutis reducere possunt,...*” (n. 29).

The Way of Love Opened to all Men
—Study of Christian Love in the Process of Writing
the Text and establishing of the “Pastoral Constitution
on the Church in the Modern World” (I)—

Yoshitaka HAMAGUCHI

The Second Vatican Council opened the window of the Church to all men and inspired a new spirit in the theological sphere. After the Council, especially Moral Theology has been discussing various themes. In this treatise, Christian love, one of the most essential tenets of Christian Moral Theology, in the process of establishing the final text of the “Pastoral Constitution on the Church in the Modern World” is examined chronologically. This Document teaches the New Commandment of Love as the basic law of human perfection and hence of the world’s transformation, and points out “the Way of Love opened to all men” (art. 38). This teaching of Christian love is profoundly connected with the spirit of the Council itself. How has this teaching developed during the Council?

The present article attempts to search for that relation during the first period of the Council.

First, it is shown that the spirit of Pope John XXIII inspires this Document, in which the Church becomes conscious of itself as an “open Church” in relation to the problems of the modern world in the spirit of Christ. The thought of the Pope influenced the Fathers of the Council strongly.

Secondly, it is shown that the pre-Councilar texts, “On the Moral order” and “On the Christian Moral Order”, dealt very traditionally with moral problems in condemning errors. In these texts, the commandment of love is treated as if the only way of perfection were that of the Evangelical counsel.

Thirdly, it is emphatically, shown that the First Schema, "Schema XVII", is composed in relation to the "moral order" but this Schema has been changed by the two fundamental concepts of vocation and the image of God. In this context, the commandment of love is still dealt with separately as the love of God and the love of neighbour, like the supernatural and natural vocations. Gradually, the idea of "moral order" was eliminated with the amendment of this Schema, but the idea of the "image of God" became a central guiding thought.

Lastly, the fundamental theological ideas of Schema XVII are shown to come from the draft submitted by Louvain. This is composed of three main theological ideas, —koinonia, diakonia, martyria—, by which the importance of "the presence of the Church in the World" is shown very well. This evangelical presence of the Church in the world encourages and helps the Christian life in putting into effect the commandment of love in everyday existence more positively in relation to the world. In this draft, the unity of love of God and neighbour is described in a more personal and intimate relationship to God and neighbour and world with the key-word "image of God." So, the solidarity and the cooperation of Christians with all men of good will is seen as the Christian mission for the building of a more human world.